

**令和 5 年度**  
**こどもデータ連携実証事業**  
**各採択団体における成果報告書**

**開成町**

**株式会社野村総合研究所**

**令和 6 年 3 月**



# 目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	2
1.3	実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス.....	3
1.4	スケジュール・実施体制.....	4
1.5	本実証に要する費用.....	7
第2章	連携するデータ項目の選定.....	8
2.1	必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	8
2.2	データ項目の選定結果.....	10
第3章	判定基準の検討.....	15
3.1	検討の流れ.....	15
3.2	仮稼働に向けた、判定のルールの見直し.....	18
3.3	仮稼働で用いた判定のルール.....	18
3.4	今後の検討課題.....	19
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	20
4.1	個人情報の取扱いに係る法的整理.....	20
4.2	個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点.....	26
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な取組み.....	28
第5章	システムの構築.....	29
5.1	システムの概要.....	29
5.2	データ連携方式（システム構成）.....	30
5.3	データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能.....	30
5.4	システムによる判定機能の構築.....	34
5.5	情報へのアクセスコントロールの整理.....	35
第6章	データの準備.....	37
6.1	アナログ情報のデジタル化.....	37
6.2	データの加工.....	37
6.3	名寄せ.....	38
6.4	その他、データの準備に係る諸課題への対応.....	39
第7章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	40
7.1	判定基準による判定の結果.....	40
7.2	支援に向けた人による絞り込み.....	40
7.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	42
第8章	事業効果の評価・分析.....	45
8.1	データ連携による抽出結果の全体像.....	45
8.2	困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示.....	45
8.3	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	46



# 第1章 実証事業の概要

## 1.1 背景・目的

### 1.1.1 背景

開成町では人口が増加傾向にあるとともに、要保護・要支援児童、虐待相談通告件数も増加している状況にある。また、要保護・要支援児童だけではなく、産科病院から情報提供されるハイリスク妊婦も増加しており、妊娠期から長期的な支援を必要としている子育て世帯が増加している。

このような状況に置いて、ケースワークを担う保健師や社会福祉士の業務負担が増すとともに、ケースワークの質の確保、相談内容の複合化による庁内関係機関の情報の連携など、業務面でも様々な課題を抱えている。

町の現状として、各課や所属機関がこどもの育ちに関する情報を個別に保有している。就学前においては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などがこども・家庭の情報を詳しく把握しているが、就学後にそれらの情報を引き継ぐ仕組みがない。また、現在、相談記録等を管理している基幹系システムでは、各機関の相談記録を住民基本台帳に紐づけて各課から入力しているが、支援の記録を「こども」を軸として閲覧できるものではなく、複数のソフトを使用しながら、個別のこどもの支援実態を管理している状況である。

### 1.1.2 目的

開成町では、小さい町の強みとして、こども一人ひとり、各家庭に対して妊娠期からアプローチし、丁寧に伴走支援していくという、きめ細かい支援が可能である。そのうえで、行政等が保有するこどもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげ、年齢や所属による切れ目が発生しない支援体制を目指す。具体的には、以下を実現することを目指している。

- ・ 子ども家庭総合支援拠点を核として、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータを連携し、リスク判定、支援やリスクの分析・可視化をシステム化した「(仮称) 開成町こども見守りシステム」を構築する。
- ・ 「(仮称) 開成町こども見守りシステム」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、ケースワーカー、保健師等による早期の適切な支援を実施する。
- ・ リスク予測を踏まえ、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する。

開成町ではこの実現のために「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」を令和4年度より推進してきた。令和4年度は、調査をテーマとし、町や各機関が保有するこどもに関するデータを扱う各システム及びデータの現状を調査し、それらを連携する目的・目標・手段・効果

の整理や、連携対象とするシステム及びデータ項目の整理、データを連携させた場合に期待される効果の整理、見守りシステム導入への具体的な実現方法の設計を行った。

本年度は、「(仮称) 開成町こども見守りシステム」を構築した上で、仮稼働を行い、現場職員による検証を行った。また、システム判定のルールや運用体制・運用ルール等の整備を行った。

なお、開成町では、令和6年度に「(仮称) 開成町こども見守りシステム」が本稼働することを目指している。

## 1.2 実証事業の内容

本年度の実証事業では、令和4年度の調査結果を受け「(仮称) 開成町こども見守りシステム」の構築・開発を行う(図表1-1)。具体的には、データの見える化に取組み、システムによる判定のルールを設計・精査する。その後、実際に町内の18歳までのこどもを対象母集団として、貧困や虐待のリスクがあると考えられるこどもを抽出し、人による絞り込み(抽出結果の精査)を行うとともに、来年度以降の「(仮称) 開成町こども見守りシステム」本稼働に向けて、運用体制・運用ルールの精査に取り組む。

図表1-1 本年度の実証概要(本年度実施する部分についての整理)

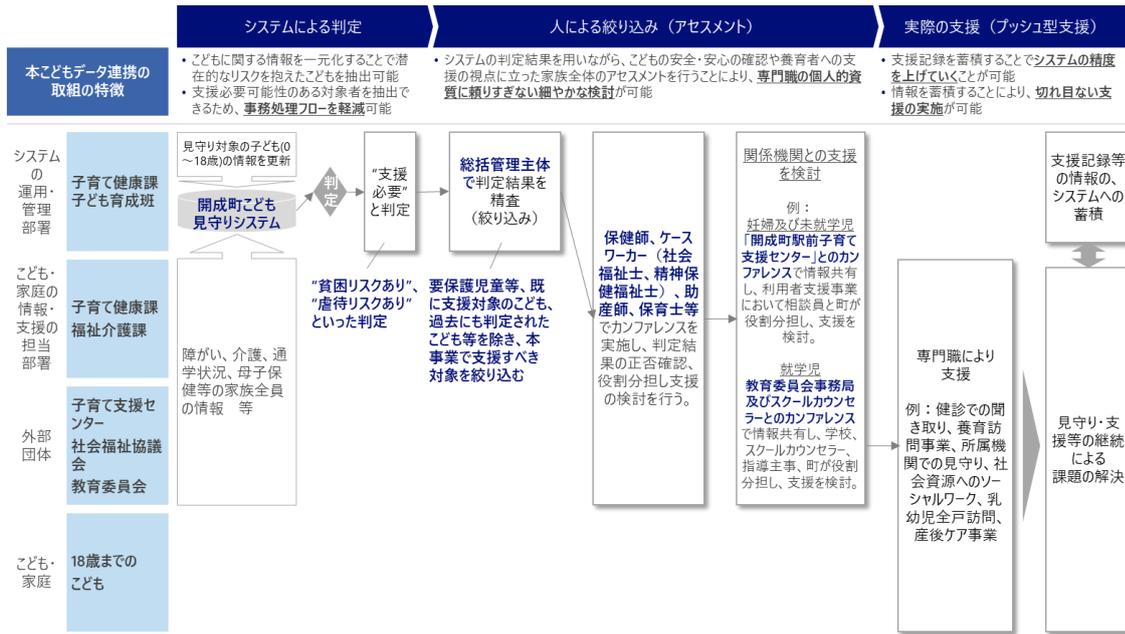
対象とする困難の類型	ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障がい
実証事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関で保有しているデータ・情報(アナログ)の活用・分析による、困難の類型の可能性検知のためのリスク判定を行う「(仮称) 開成町こども見守りシステム」の構築・開発</li> <li>分析・可視化 BI ツールの設計、及び実証検証(上記システムによるシステム判定(一次絞り込み)→関係者による二次絞り込み)の実施</li> <li>職員への説明会・研修会を通じた、運用体制・運用ルールの精査</li> </ul>
本年度末のゴール	現組織における現場職員の試運転によってシステム判定のルールや運用体制・運用ルール等が改善されている状態
データ連携・支援の対象となるこどもの範囲	開成町内に住む0~18歳のこども <small>※データについては、必要に応じて世帯全体に係るデータも連携する          ※こどもを中心にデータ連携・支援を行うが、データ連携の結果、支援が必要と判定されたこどもについて、その親・保護者も必要に応じて支援の対象とする</small>
連携するデータ項目の選定(2章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府有識者会議の内容や他自治体の事例、大学の研究事例に基づきデータ項目を選定する</li> </ul>
判定基準の検討(3章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府有識者会議の結果からデータ項目の重みづけを検討する</li> <li>上記を実際のデータに対して試行した結果と、開成町で把握している支援対象者の合致具合から重みづけを調整する</li> </ul>
個人情報の適正な取扱いに係る整理(法的整理、手続き等)(4章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いに関する要綱を制定する</li> </ul>
システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関で保有しているデータを集約する「こども見守</li> </ul>

(システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等) (5章)	り共有データベース」機能、データを可視化する「ダッシュボード」機能、データをもとに顕在化していない課題の早期発見・施策立案に活用する「リスク判定・データ分析」機能を有する「(仮称) 開成町こども見守りシステム」を構築する
データの準備 (6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アナログ情報のデジタル化を検討</li> <li>・ 必要に応じて、各データセット同士を連携する、あるいは識別するためのコードを付与する</li> <li>・ データ分析のための加工として、フラグの付与を予定</li> <li>・ データの連携にあたって、マスキングは行わないが、分析や閲覧等でマスキングの必要性があるか、検討・対応する</li> </ul>
システムによる判定の実施 (7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開成町に住む0～18歳のこどもを母集団として、貧困や虐待のリスクがあるこどもを抽出する</li> </ul>
支援に向けた人による絞り込み (7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども家庭支援員等がアセスメントを行うことを想定し、その実施方法を検討する</li> </ul>
データ連携により把握したこども等に対する支援 (7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、保健師、スクールカウンセラー等の専門職で役割分担をして支援を実施する</li> </ul>

### 1.3 実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス

本年度の実証を通じて、図表1-2で示す支援業務プロセスの実現を目指す。この支援業務プロセスでは、こどもに関する情報を「(仮称) 開成町こども見守りシステム」に一元化する。一元化された情報をもとに、データに基づくリスク判定を行い、潜在的にリスクを抱えているこどもを発見することができるようになる。さらに、発見されたこどもに対して各機関と連携し、切れ目のない支援を実施できるようにする。

図表 1-2 本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ



本年度は「1.2 実証事業の内容」にも記載の通り、「(仮称) 開成町こども見守りシステム」を構築・開発し、システム判定に係る実証検証や、運用体制・運用ルールの精査に取り組む。

## 1.4 スケジュール・実施体制

### 1.4.1 スケジュール

本実証事業のスケジュールは大きく以下3つのフェーズに分類できる。①法的整備期間、②システム開発期間、③効果検証・支援策検討、それぞれについて記載する（図表1-3も参照）。なお、開成町では実証事業に参加するにあたり、令和4年度中に町や各機関が保有するこどもに関するデータを扱う各システム及びデータの現状を調査し、それらを連携する目的・目標・手段・効果の整理や、連携対象とするシステム及びデータ項目の整理、データを連携させた場合に期待される効果の整理、実施体制やデータを扱う主体の整理・役割分担等を行った上で公募書類の準備・提出等を行っている。

#### ① 法的整備期間

法的整備については、令和4年度中に本実証事業で取り扱う個人情報と目的外利用であるという整理を行った。当初は令和5年度中に目的外利用に関して個人情報保護審査会に諮問し、承認を得る予定であったが、令和5年4月1日以降の個人情報保護法の改正により審議会への諮問による適法性の判断ができなくなったため、新たに定めた「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会策定）に基づく運用について、12月末まで検討を行った。

## ②システム開発期間

システム開発については、令和4年度中にシステムの構成や機能の概要を定義し、活用できるデータの現状把握としてシステムやデータの整理を行った。令和5年度は、令和4年度の調査結果に基づき7月～9月で実データの調査を行い利用するデータ項目の整理を行うとともに、並行して、関係機関で保有している様々なデータを集約し活用しやすい形にまとめる「こども見守り共有データベース」を7月～8月、連携されたデータを可視化する「ダッシュボード」機能を8月～12月、様々なデータをかけ合わせて顕在化されていない課題の早期発見や施策立案に活用する「リスク判定・データ分析」機能を9月～12月で設計・開発を行った。12月末までに開発したシステムは1月～3月に仮稼働し、見直し・改善を行った。

## ③効果検証・支援策検討

効果検証については、検証方法の設計を9月～12月に行い、本年度の実証事業では判定のルールやその精度検証を2月～3月に行った。

また、支援方策検討については、システムを活用することで緊急的に支援を要することもとなることを未然に防ぐ支援方策の検討及びシステムによるリスク判定で把握したこども等に対する試行的な支援アプローチを1月～3月に行った。

図表1-3 本実証のスケジュール

大項目	小項目	2023年						2024年			
		-7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
体制の整備	実施体制検討	※2023年3月末に業者選定済。6月末に協定書締結。									
	データを取り扱う主体の整理・役割分担			「実証」時の整理			「仮稼働」時の整理				「本稼働」時の整理
法的整備	基本的な考え方の整理と対応			▲園長・校長会議承認(10/10)							
	他自治体の事例調査等		▲学校個別訪問(8/31)								
システム開発	利用データ項目の整理						「仮稼働」時の整理			「本稼働」時の整理	
	「こども見守り共有データベース」機能	→									
	「ダッシュボード」機能		→						（見直し・改善）		
	「リスク判定・データ分析」機能				→				（見直し・改善）		
効果検証・支援策検討	検証方法設計		→								
	支援実施							→			
	成果と課題検証							→			
報告書作成	中間報告会資料作成				→						
	成果報告書作成						→				

### 1.4.2 実施体制

本実証事業の庁内外の体制は図表1-4の通り。

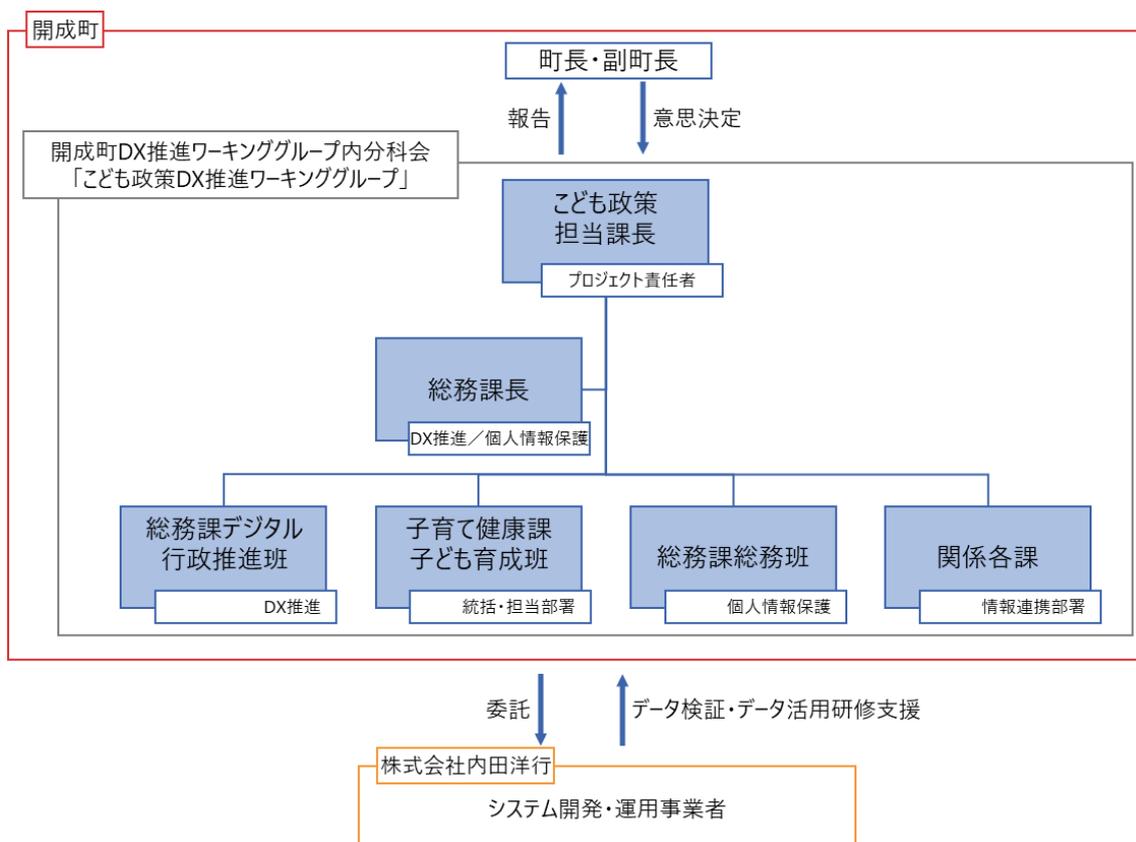
開成町内では、開成町DX推進ワーキンググループの分科会として、データ連携に取り組む部署で構成される「こども政策DX推進ワーキンググループ」を設置し、関係機関間の調整及び合議による意思決定を諮る。同ワーキンググループは、令和4年度に実施した「開成町こどもに関する

るデータ連携・活用調査事業」より設置されている。

システム開発・運用については、株式会社内田洋行と連携する。なお、必要に応じて、開成町の既存のシステムを運用する事業者とも連携する。

支援にあたっては、子育て健康課に属する子ども家庭総合支援拠点のこども家庭支援員が中心となって、各機関との連携や支援のコーディネートを行う。

図表 1-4 本実証事業の実施体制



特に、データに関わる主体とそれぞれの役割は図表 1-5 の通り。なお、事業の実施にあたっては、町内の全公立小・中学校を直接訪問して事業概要や協力依頼を説明する等、関係機関との円滑な連携が図れるよう調整した。

図表 1-5 データを扱う主体、役割

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て健康課子ども育成班</li> </ul>	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う
保有管理主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て健康課子ども育成班</li> <li>子育て健康課健康づくり班</li> <li>福祉介護課福祉班</li> <li>教育委員会事務局学校教育課</li> </ul>	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する

分析主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て健康課子ども育成班</li> <li>株式会社内田洋行</li> </ul>	データを分析して総括管理主体が困難な状況にある子どもを把握するためのアルゴリズム等を作成する
活用主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て健康課子ども育成班</li> <li>子育て健康課健康づくり班</li> <li>福祉介護課福祉班</li> <li>教育委員会事務局学校教育課</li> </ul>	データやその分析結果の提供を受け、人によるアセスメントやプッシュ型の支援につなげる

## 1.5 本実証に要する費用

本実証事業におけるシステム開発の費用は図表1-6の通りで、総額20,537,000円(税込)である。令和4年度に現状のシステム及びデータの調査をすでに行っており、令和5年度は構築や本稼働に向けての準備がテーマとなっているため、調査を除くシステムの設計・構築に係る費用や、サーバー機器導入の費用、職員向けの研修会開催費用などが主な費用となっている。

設計・構築に係る費用について、具体的には、既存の基幹系システムや校務支援システムから出力されるデータファイルごとの「(仮称)開成町こども見守りシステム」への取込み設計・開発の費用や、ロジックの策定を含めた「(仮称)開成町こども見守りシステム」の設計・開発・構築などの作業の費用を含んでいる。なお、システムを利用するための端末はすでに町に設置してあるものを利用する想定のため、その費用は含まれていない。

図表1-6 本実証事業の見積費用

No.	費用項目	費用概算(税込み)
1. 連携データの取得に必要な経費		
1-1	既存システムのデータ取込・設計	2,970,000円
2. 連携データの共有に必要な経費		
2-1	システム設計・開発	4,026,000円
2-2	システム構築・実証検証	1,848,000円
2-3	導入準備(マスキング・データクレンジングなど)	1,683,000円
2-4	サーバー機器導入・初期設定	2,750,000円
3. データ連携により発見した潜在的に支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な費用		
3-1	データ入力アプリ開発	3,960,000円
4. 効果の検証に必要な費用		
4-1	導入研修	231,000円
5. その他の本実証事業の実施に必要な経費		
5-1	プロジェクト管理等	3,069,000円
合計		20,537,000円

## 第2章 連携するデータ項目の選定

### 2.1 必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

連携するデータ項目の選定については、本年度の実証事業に先行して令和4年度に行われた「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」の「現状調査」にて、こどもに関するデータを保有するシステム及び情報を中心に、管理されているデータの洗い出しを行った。具体的には、こどもの基本的な情報（住基、宛名情報、等）や困難類型を抽出するために必要になると考えられるデータが含まれるシステム等を確認した（図表2-1）。

図表2-1 管理されているデータを洗い出すために確認したシステム等

<ul style="list-style-type: none"><li>◆ システム<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住基、宛名情報</li><li>・ 保育・教育給付利用情報／児童手当受給状況／医療費助成／子育て支援センター利用状況／滞納（保育所保育料・学童利用料）／児童相談記録①／要保護児童相談記録</li><li>・ 妊婦検診受診状況／健診受診状況／予防接種状況</li><li>・ 介護サービス利用状況</li><li>・ 出欠席状況／学齢簿</li></ul></li><li>◆ システム外の情報<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待通告状況（紙）</li><li>・ 児童相談記録②（ACCESS）</li><li>・ 生活保護受給状況（紙）</li><li>・ 就学援助認定状況（Excel）</li></ul></li></ul>
---

さらに、「現状調査」では、上記データのうち、新たに構築するシステムへの連携が可能なデータ・情報や、こどもや保護者・家庭の状況を確認するために有効なデータを整理した。合わせて、それぞれのデータから何が把握できるのか、その結果どのような困難を見つけることができるのかの想定を一覧にまとめた。その際、困難類型に関連する先行研究や、他自治体の事例を参考にした（図表2-2）。

図表2-2 有効なデータ項目の検討に際して参考にした先行研究・事例（例）

<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 国の調査研究事業<ul style="list-style-type: none"><li>・ 内閣府「令和3年度 貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究 報告書」</li><li>・ デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（令和4年度）」</li><li>・ 厚生労働省「在宅アセスメント研究会 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のてびき（利用解説書改定版）」「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」</li><li>・ 文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」</li><li>・ こども家庭庁「気づきのポイント情報共有ツール」</li></ul></li></ul>
---

- ◆ 先行研究
  - ・ 山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～」
  - ・ 熊本大学「子どもの虐待早期発見のためのリスクアセスメント」
- ◆ 先行自治体
  - ・ 大阪府箕面市「こども成長見守りシステム」「子供の貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究報告書」
  - ・ 奈良県教育委員会「事例から学ぶいじめ事例集」
  - ・ 板橋区「不登校対応ガイドライン」

また、令和4年度に行った「見守りシステム構築に向けた具体的な実現方法の設計」で、システムやデータの特性（取り扱い留意点）に合ったデータ収集の仕組みを検討するために、必要なデータ連携項目（関連する複数のデータ・情報をとりまとめたファイルの単位）毎に、基本情報（管理組織・管理者、利用者、等）や、データの特性（データ形式、データ収集方法、収集タイミング、保有期間、データ件数、留意点、等）等を整理した（図表2-3）。

図表2-3 データ取得方法・管理方法の検討項目

大項目	小項目	詳細・説明
基本情報	システム名 (標準化業務 ID 参照)	データ連携項目が保有されているシステム
	標準化対象	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務となっているか
	システムが保有する主なデータ管理項目	データ連携項目内にある代表的なデータ
	デジタル化有無	デジタル情報かアナログ情報（紙、Excel管理、等）か
	システムベンダー	システムを管理しているベンダー
	組織・管理者	データの保有主体
	利用者	データの利用者
	利用目的	(仮称) 開成町こども見守りシステムに連携する目的
データの特性 (取り扱い留意点)	データ項目定義の確認方法	データ連携項目の詳細を確認する方法
	データ形式	データ連携項目の形式
	データの収集方法	保有されているシステム上でデータ連携項目を収集する方法
	データ収集タイミング	保有されているシステムでデータ連携項目が収集されるタイミング
	データ変更タイミング	保有されているシステムでデータ連携項目が変更されるタイミング
	データ保有期間	保有されているシステムでデータを保有する期間
	データ件数	保有されているシステム内で新規に追加・更新されるデータの件数
	その他取り扱い注意点	上記以外の補足事項

ネットワークセグメントの種類	マイナンバー利用事務系、LGWAN系、インターネット接続系、校務系、校務外部接続系、学習系のいずれに属するか
個人識別 ID の種類	当該データ連携項目において用いられている ID

令和4年度の検討を基に、本年度の実証事業では、実際に開成町が所有するデータを全件取得した上で、現状データ調査として以下の3点を調査し、想定しているデータが実際に利用可能なデータかの検証を行った。(図表2-4)

- ・ データが存在するか
- ・ (データが存在している場合) 利用したい項目に期待する値が入っているか
- ・ データ取得が容易か

図表2-4 現状データ調査結果一覧

#	分類	ファイル数
1	取込対象	57 ファイル
2	取込対象外	25 ファイル
	データの形式上、取込むのが困難①(改行あり)	2 ファイル
	データの形式上、取込むのが困難②(一覧形式でない)	9 ファイル
	内容が他と重複している	4 ファイル
	データなし、システム外のため対象外	10 ファイル

## 2.2 データ項目の選定結果

システムへの取込対象となったデータの一覧を図表2-5に示す。これらのデータをもとに、各困難類型への当てはまりを検討する。開成町では複数の困難類型に取り組むが、各データは個別の困難類型毎に活用するのではなく、困難類型への当てはまりの予測に必要な状態を把握・整理するために活用する観点で決定した。取込む目的については、「データを通じて把握したいこと」に示す。また、本年度中は(仮称)開成町こども見守りシステムを実際に稼働させるわけではないため、取込んだデータの保存期間については、次年度以降の検討事項となる。ただし、保存期間については必要最低限となることを前提に検討する。

図表2-5には当初取込予定としていたものの、最終的に取込まれなかったデータも記載している。取込まれなかったデータについては、備考に※1/※2を記載しており、それぞれ以下の理由である。

- ※1 データ化されていなく、対応するデータが確認できていない
- ※2 ファイル形式の都合上、取込が難しい

図表 2-5 データ項目の選定結果

#	データカテゴリ (大項目)	データカテゴリ (中項目)	データを通じて把握したいこと	保有・管理 主体	備考
1	住基、宛名情報	住基情報	・基本情報 ・世帯情報、家族構成（ヤングケアラー把握等） ・外国人	総合窓口課	
2		宛名情報	〃	〃	
3	保育・教育給付 利用情報	子ども子育て支援 認定情報	・子育て状況把握	子育て健康 課	
4		子ども子育て支援 入所情報	〃	〃	
5		子ども子育て支援 調定情報	〃	〃	
6		学童保育認定情報	〃	〃	
7		学童保育調定情報	〃	〃	
8		施設等利用給付_給 付認定状況・入所 情報	〃	〃	※ 1
9		施設等利用給付_給 付認定状況	〃	〃	※ 1
10		施設等利用給付_入 所情報	〃	〃	※ 1
11	児童手当受給状 況	児童手当情報	・貧困 ・児童養護施設入所 ・家庭生活の状況把握	子育て健康 課	※ 1
12	医療費助成	医療費助成資格情 報	・貧困 ・家庭の経済状況把握	子育て健康 課	
13	子育て支援セン ター利用状況	子育て支援センタ ー利用者情報	・子育て相談（悩み等）把握	子育て健康 課	
14		子育て支援センタ ー状況回数市内情 報	〃	〃	
15	虐待通告状況		・虐待 ・家庭生活の状況把握	子育て健康 課	
16	滞納（保育所保 育料・学童利用 料）	滞納情報（子ども 子育て支援・学童 保育・給食費）	・貧困 ・家庭生活の状況把握	子育て健康 課	

#	データカテゴリ (大項目)	データカテゴリ (中項目)	データを通じて把握したいこと	保有・管理 主体	備考
17	児童相談記録①	相談内容情報	・虐待、いじめ ・家庭生活の状況把握	子育て健康課	
18	児童相談記録②		・虐待、いじめ ・家庭生活の状況把握	子育て健康課	
19	要保護児童相談記録		・虐待、いじめ ・家庭生活の状況把握	子育て健康課	※ 1
20	母子手帳発行状況	母子手帳情報	・母子関係把握 ・家庭生活の状況把握	子育て健康課	
21	妊婦健診受診状況	妊婦健診情報	・家庭生活の状況把握	子育て健康課	
22	健診受診状況	基本健診／一次	・発達障害 ・虐待 ・家庭生活の状況把握	子育て健康課	
23		妊婦出産情報	〃	〃	
24		出産の状態に係る情報	〃	〃	
25		出産時情報	〃	〃	
26		3～4か月児健診	〃	〃	
27		1歳6か月児健診	〃	〃	
28		3歳児健診	〃	〃	
29	予防接種状況	予防接種	・虐待 ・家庭生活の状況把握	子育て健康課	
30	障がい者手帳 (身・精・療) 有無	支給決定内容	・ヤングケアラー ・発達障がい者	福祉介護課	
31		障害支援区分	〃	〃	
32		利用実績基本	〃	〃	
33		利用実績明細	〃	〃	
34		身体障害者手帳	〃	〃	※ 1
35		身体・知的・障害者手帳所持者	〃	〃	※ 1
36	介護サービス利用状況	介護資格	・ヤングケアラー ・家庭生活の状況把握	福祉介護課	
37		生活保護	〃	〃	
38		受給者台帳	〃	〃	
39		給付実績基本情報	〃	〃	
40		給付実績明細情報	〃	〃	

#	データカテゴリ (大項目)	データカテゴリ (中項目)	データを通じて把握したいこと	保有・管理 主体	備考
41	生活保護受給状況		・ 貧困 ・ 家庭の経済状況把握	福祉介護課	
42	校務情報	児童生徒基本情報	・ 不登校（長欠、保健室来室） ・ 虐待、いじめ（歯科検診、受診勧告） ・ 学校生活の状況把握	園・学校	
43		月別欠席日数	〃	〃	
44		長期欠席者一覧表	〃	〃	
45		長期欠席者一覧表 (集計)	〃	〃	※ 2
46		教科成績表	〃	〃	※ 2
47		成績一覧	〃	〃	※ 2
48		健康診断結果（書き出し）	〃	〃	
49		健康診断結果一覧	〃	〃	※ 2
50		歯科検診結果一覧	〃	〃	※ 2
51		新体力テスト結果 個票	〃	〃	※ 2
52		保健室来室記録	〃	〃	※ 2
53		保健留意点等一覧	〃	〃	※ 2
54		各種データ書き出し (気づき情報)	〃	〃	
55		各種データ書き出し (6年生_卒業後の クラス編集用情報)	〃	〃	※ 2
56	学齢簿	最新の就学情報	・ 障がい者 ・ 外国人サポート ・ 不就学把握	教育委員会	
57		指定校変更情報	〃	〃	
58		区域外就学情報	〃	〃	
59		在籍学校履歴	〃	〃	
60	就学援助認定状況	就学援助申請者情報	・ 貧困 ・ 家庭の経済状況把握	教育委員会	
61	児童扶養手当	児童扶養手当名簿	・ ひとり親家庭の把握	子育て健康課	
62	福祉相談支援	事実上の世帯	・ 虐待、いじめ ・ 家庭生活の状況把握	子育て健康課	
63		現住所・連絡先	〃	〃	
64		相談内容	〃	〃	※ 1
65		相談種別	〃	〃	

#	データカテゴリ (大項目)	データカテゴリ (中項目)	データを通じて把握したいこと	保有・管理 主体	備考
66		相談連絡先	〃	〃	
67		相談緊急連絡先	〃	〃	
68		相談関係機関	〃	〃	
69		相談家族構成・生活状況	〃	〃	
70		相談健康状態	〃	〃	
71		相談虐待	〃	〃	
72		相談資格・認定	〃	〃	
73		相談経済・就労状況	〃	〃	
74		支援情報	〃	〃	※ 2
75		支援対応	〃	〃	
76		支援方針	〃	〃	
77		本人同意情報	〃	〃	

## 第3章 判定基準の検討

### 3.1 検討の流れ

本年度は、来年度以降のシステム本稼働に向けて、判定のルールを決め、その試運用を通じてさらに判定のルールを改善（＝仮稼働）することに取り組んだ。本章では、仮稼働に向けて決めた判定のルールについて記載する（仮稼働については、7章で詳述）。なお、判定のルールは困難の種類ごとに決めるが、最終的に支援が必要かの判断は困難の種類ごとにはではなく、全体的な状況を見て判断する（判定のルールのシステムでの活用方法は5章、仮稼働でどのように活用したかは7章で詳述）。

判定のルールは、有識者の考えや現場の声を反映することとし、具体的には以下の情報・手順で決めた。

- ① 内閣府有識者会議等の文献や、先行自治体の事例を参考にデータから把握できること・想定できる困難な事象を一覧で整理し、それぞれのデータ・情報が取得可能なのかを検討する。
- ② 現在の開成町で見守り対象になっている世帯・こどもが、どのようなリスク・困難を抱えているのかの洗い出しをする。

このようなステップを踏むこととした理由は、まず②についてはこれまで専門職が行ってきた知見を判定のルールに反映するため重要であると考えたためである。他方、判定のルールについて説明可能であることと他自治体への展開を可能とするためには①が必要と考えたためである。

①では「図表2-2 有効なデータ項目の検討に際して参考にした先行研究・事例」に記載の先行研究・事例を参考にした。データ・情報の取得可能性をどのように検討したかについても、2章に記載の通り。結果として、①の段階で判定のルールを利用することとした項目と、出典・参考資料等は図表3-1の通りである。

図表 3-1 先行研究・事例から整理した判定のルールに利用する項目

紐付き	基本連携事項	ヤングケアラー	貧困	虐待	引きこもり(孤立)	発達障害	出典・参考資料等
こども	要対協への登録歴がある		○	◎	○		・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針(厚労省調査研究) ・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より
	3か月児／1歳6か月児／3歳児検診を受けていない		○	◎			・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(厚労省調査研究) ・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より
	予防接種法上の定期接種(A型疾病)をひとつも受けていない	○		◎			・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート(厚労省調査研究) ・Ministry of Social Development (2014a)
	低体重(乳幼児身体発育評価マニュアル上のBMI3パーセンタイル値以下)である(1歳6か月児／3歳児検診、学校定期健診)	○	◎	○			・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート(厚労省調査研究) ・乳幼児身体発育評価マニュアル(厚労省調査研究) ・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より
	学校定期健診において専門医療機関による精密検査が必要と判定されている健康状態(虫歯・疾病)がある、受診勧告が出ている		○	◎			・児童生徒等の健康診断マニュアル(文科省・(公財)日本学校保健会)
	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している			○		◎	・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・Austin et al. (2020, Curr Epidemiol Rep.)
	障害児支援受給者証の発行歴がある			○		◎	
	特別支援学級に在籍している					◎	
	小・中学校の年間欠席日数が30日以上である	○	○	○	◎		・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート(厚労省調査研究) ・児童生徒理解・支援シート(文科省) ・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より
	外国人児童生徒である		○		◎		
保護者・家庭・兄弟	妊婦健診を一度も受けていない			◎	○		・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究)
	父または母が要介護認定を受けている	◎	○	○	○		・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート(厚労省調査研究)
	生活保護を受給している	○	◎	○	○		・在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚労省調査研究) ・「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート(厚労省調査研究) ・Austin et al. (2020, Curr Epidemiol Rep.)
	児童扶養手当を受給している	○	◎	○	○		・Hunter and Flores (2020, Rediatric Research) ・Stith et al. (2009, Aggression and Biolent Behavior) ・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より
	世帯構成①(多子世帯である)	◎	○				・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より
	世帯構成②(ひとり親である)	◎	○	○	○		
	転出入歴がある				◎		・令和4年1月 内閣府研究会における検討状況(内閣府子どもの貧困対策担当)より

なお、産後うつについては、データが十分に取得できなく、また産後うつに該当するとされる方のケース（サンプル）もあまりないことから、判定のルールを決めることは難しく、本年度の検討対象外とした。なお、判定のルールを決める事も難しいが、産後うつの判定に用いる事を考えていた各種健診の結果はほとんどが紙データでの保管であるため、今後の取組みとして、まずは紙データを電子化し、システム内で要注意項目にチェックをいれる等、情報を確認しやすくする取組が必要と考えられる。

②では、まず開成町の要保護児童対策地域協議会に登録されているケースをケース毎に確認し、リスク判定要素を洗い出した（図表3-2の「分類」「要素」列）。これらをもとに、①で仮決めした判定のルールと合致するか、また①で足りない要素が無いかを検討した（図表3-2の「対象」列に検討した結果を記載しており、判定のルールに含めたものに「○」を、一部含めたものを「△」、含められなかったものを「×」と記載している）。

しかし、②で洗い出された要素は判定のルールに含めることが難しいものが多かった。そのため、まずは①で示された項目を中心に判定のルールに利用することとし、②で示された項目は今後の継続検討課題とした。

図表 3-2 要保護児童対策地域協議会に登録されているケースから洗い出された  
リスク判定要素

分類	要素	対象	備考
保護者・養育者リスク・困難	性格的問題・養育態度・養育力不足	×	紙データ
	知的障害（疑い・発達を含む）	△	類推可能だが、正確ではない
	家族・同居者間不和	×	紙データ
	情緒不安定・精神疾患	×	紙データ
	非課税世帯・収入不安定	×	課税情報が利用できない
	多子・多産	△	類推可能だが、正確ではない
	ひとり親・未婚	△	類推可能だが、正確ではない
	ステップファミリー	×	住基からは把握できない
	家庭環境の変化（親権変更等）	×	紙データ
	生活保護	○	—
	アルコール等の依存	×	紙データ
	妊娠届遅れ、健診未受診	○	—
	予期せぬ妊娠	×	紙データ
	親の幼少期の家庭環境	×	紙データ
児童リスク・困難	発達・発育課題	△	相談情報のテキスト解析が必要
	問題行動	△	紙データ。一部校務から取得可能
	保護者への拒否感・怯え	×	紙データ
	欠席・遅刻多い	△	欠席は取得できているが、遅刻のデータなし
	ヤングケアラー	—	困難類型そのものであり、対象外
	不登校	×	紙データ
	過度なスキンシップ	×	紙データ
	分離歴	×	住基からは把握できない
	生活習慣の乱れ	×	紙データ
	無関心・無表情	×	紙データ

判定のルールを決める上で、特に問題となったことは、実際に困難類型に該当するかを導き出す前段階として、判定ルール内のある条件に当てはまらない人が、本当にそうであるかの確からしさを判断することであった。例えば、児童扶養手当等への申請対象者の中には、申請対象者であるが申請していない方もおり、そのような方を、他の限られたデータでとらえることは難しかった。滞納情報や所得情報等、取扱いが可能なデータの範囲で全体像を捉えられないか、試行錯誤し、②の段階において、要保護児童対策地域協議会で取り上げられているケースとの共通点を確認する等、現場の知見も加味して精査した。

結果として、現状の限られたデータでは類推することが難しい条件もあるため、取りこぼしが無いよう、各困難の類型について幅広く補足するとともに、その後の人による絞り込みで検討しやすいシステム機能・画面構成とすることで対応することとした。

## 3.2 仮稼働に向けた、判定のルールの見直し

仮稼働に向けて、①②を通じて決めた判定のルールをシステムの機能として実装した。さらに、仮稼働前にシステムを稼働し、抽出結果や運用方法の確認を行った。

その際、抽出されたこどもの件数が多いこと、また抽出条件が多岐にわたることから抽出理由を確認する業務負荷が高いことから、判定のルールの見直しが必要となった。その結果、抽出される人数を削減するために以下2点の対応を行った。

- 困難類型を複合的に確認することを前提として、各困難類型で利用するデータ項目を見直し削減する。
- 困難類型に該当すると判断する基準（データ項目に該当する数）の閾値を調整する。

## 3.3 仮稼働で用いた判定のルール

ここまでの①②及び、仮稼働に向けた見直しを踏まえて、図表3-3のデータを用いて判定することとなった。これをもとに、仮稼働を実施した（詳細は7章参照）。

図表3-3 判定のルールに用いたデータ項目

※◎＝対応するデータ項目（当てはまる場合、1点として加算）

No	データ項目概要	データ項目名	ヤングケアラー	貧困	虐待	引きこもり	発達障害
1	要対協への登録歴がある	要対協			◎		
2	一時保護歴がある	一時保護歴			◎		
3	学校定期健診において専門医療機関による精密検査が必要と判定されている	受診勧告(学校)			◎		
4	(1) 同一世帯人に発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	発達障害/精神	◎				
	(2) 本人に発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	発達障害/精神				◎	◎
5	(1) 同一世帯人に障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援受給者証	◎				
	(2) 本人に障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援受給者証					◎
6	小・中学校の年間欠席日数が30日以上である	欠席30日				◎	
7	子供の出産前に妊婦健診を一度も受けていない(R4年度出生児)	未妊婦健診					
8	同一世帯人に要介護 介護1～5に当たる人がいる	家族要介護	◎			◎	
9	生活保護受給世帯	生活保護		◎			
10	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当	◎	◎			
11	特別支援学級に在籍している	特別支援学級					◎
12	ひとり親医療支援を受給している	ひとり親医療費助成	◎	◎			
13	障がい者医療支援を受給している	障がい者医療費助成					◎
14	就学援助受給（R5年度）	就学援助		◎			
15	直近1年以内に転入歴がある。	転入歴				◎	
16	B18児童相談記録-相談（生活困窮）:世帯	生活困窮相談		◎			
17	B18児童相談記録-相談（障がい者）:世帯	障がい者相談					◎
18	B18児童相談記録-相談（妊産婦相談）:世帯	妊産婦相談					
19	B67の相談分野/相談種別-相談（児童虐待相談）:世帯	児童虐待相談			◎		
20	B67の相談分野/相談種別-相談（児童相談/養護相談）:世帯	児童相談/養護相談			◎		
21	多子世帯：同一世帯に18歳以下のこどもが3人以上の世帯	多子世帯	◎				
(その他)		対象年齢	◎ (6歳以上)				
		判定基準	3点以上	2点以上	2点以上	1点以上	2点以上

### **3.4 今後の検討課題**

今回の検討では、当初の判定のルールでは抽出人数が多く、業務の中で対応しきれない規模となるため、抽出人数を絞る形で判定のルールを見直した。一方で、潜在層を拾いあげるという意味では課題が残る。この点を担保するためには、データ項目自体の見直しが必要となるが、システムに連携するデータ項目にも影響するため、引き続きの検討課題となる。

## 第4章 個人情報の適正な取扱いに係る整理

### 4.1 個人情報の取扱いに係る法的整理

#### 4.1.1 法的整理にあたっての検討事項

本実証事業においては、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。令和4年度までは、開成町個人情報保護条例を遵守するとともに、収集と利用については個人情報保護審査会の審議を経て行っていたが、令和5年4月から個人情報保護法が改正されたため、新たに定めた「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会策定）に基づく法的整理について検討を行った。検討を行った項目は、①個人情報の取扱いに応じた整理、②個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点、③安全管理措置、④自己点検及び監査、⑤個人情報の取扱いの委託、⑥プライバシーの保護である。これらの具体的な検討内容と結果については、それぞれ後述する。

#### 4.1.2 法的整理の進め方・体制

法的整理については、主に本実証事業における主管課である子育て健康課子ども育成班、個人情報保護関係事務を所掌する総務課総務班にて、連携するこどもに関するデータを保有する関連部署等と協議しながら整理を進めた。

開成町では、これまで本実証事業と類似した性質を持つ事業の法的整理の事例がなく、情報が不足していたため、まずは令和4年度実証事業の採択団体であり、同じ関東圏に位置する他団体の視察を行った（図表4-1）。視察を通じ、本実証事業における個人情報の適正な取扱いに係る整理を実施要綱の整備により行う事例があることを知り、その方法をとることとした。

図表4-1 他団体視察での確認事項

<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 令和4年度実証事業の概要<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年度実証事業で行った支援業務の詳細</li><li>・ 早期支援（プッシュ型支援）を実施する際のアプローチや支援の方法</li></ul></li><li>◆ 個人情報保護・プライバシーへの配慮に関する取組<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改正個人情報保護法への対応</li><li>・ 関係者へのデータや判定結果の共有状況</li></ul></li><li>◆ システム・データ整備<ul style="list-style-type: none"><li>・ 校務支援システムにおけるデータ整備に係る取組</li><li>・ アナログ情報のデジタル化に係る取組</li></ul></li><li>◆ 判定基準の構築に係る取組・課題<ul style="list-style-type: none"><li>・ データ量の少なさに関する取組</li><li>・ 困難の類型との関連性が高いと考えられるデータ</li></ul></li><li>◆ その他取組全般に関する確認、課題 等</li></ul>
---

法的整理の結果については、庁内の意思疎通を図るための場である課長会議にて周知を行った。なお、教育委員会部局は首長部局と異なる組織であるため、個別に教育委員会や各小学校・中学

校に対して、本実証事業の趣旨や個人情報の取扱いについて説明し、承認を得た。

### 4.1.3 法的整理の結果

法的整理の結果は、以下のとおりである。

#### ①個人情報の取扱いに応じた整理

(個人情報の利用目的)

- ・児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童と思われる児童又は児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童と思われる児童並びにこれらの保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)及び同一の住所に居住する者等を支援につなげるため、個人情報を利用又は提供する。
- ・総括管理主体は、分析主体が、要支援と思われるこども等を把握するためのアルゴリズム等の作成に必要とする形式への加工及び提供や取得のため、個人情報を利用する。
- ・保有・管理主体は、総括管理主体の指示に基づき、必要な情報項目について、他の主体へ提供するため、個人情報を利用する。
- ・分析主体は、総括管理主体の指示に基づき、アルゴリズム等を作成するため、個人情報を利用する。
- ・活用主体は、要支援と思われるこども等へのアセスメントを行い、関係機関と連携して行う見守り、訪問等の方法による継続的な養育支援、カウンセリング、ソーシャルワーク等の支援その他支援につなげるため、個人情報を利用する。

(利用目的以外の目的のための利用又は提供)

- ・要支援と思われるこども等を支援につなげるため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。)第 69 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する相当の理由があると認めるときは、「(個人情報の利用目的)」で特定した利用目的とは異なる目的で、保有している個人情報の利用又は提供ができるものとし、その理由は次のとおりとする。

- (1) 支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、支援につなげる際の迅速性、正確性、網羅性をより高める可能性がある公益性のある取り組みであること。
- (2) 「(個人情報の利用目的)」で特定した利用目的で新たに取得する個人情報の利用又は提供により、本実証事業が運用できるようになるまでの臨時的な利用又は提供であること。

(3) 利用又は提供を行う個人情報、要支援と思われるこども等を支援につなげるために必要な限度としており、児童虐待防止法第13条の4及び児童福祉法第10条第1項に基づく利用又は提供と同様としていること。

(4) 安全管理措置等を講ずることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがない取組みであること。

(個人情報の取扱方法及び取り扱う情報の内容)

- ・保有・管理主体は、下表で定める情報項目を総括管理主体へ提供するものとする（図表4-2）。
- ・総括管理主体は、保有・管理主体から前号により提供を受けた情報を分析主体へ提供する。ただし、分析を担当する民間事業者に提供する場合は、個人を特定できないよう情報を加工するものとする。
- ・分析主体は、総括管理主体から提供を受けた情報を分析し、アルゴリズム等を作成して、総括管理主体へ提供するものとする。
- ・活用主体は、家庭その他からの相談や関係機関からの通告等に伴い、総括管理主体の監督の下、保有・管理主体から提供を受けた情報又はアルゴリズム等を適用した結果を参考にアセスメントを行い、要支援と思われるこども等を支援につなげるものとする。
- ・各主体が利用又は提供を行う個人情報の情報項目、保有・管理主体、取得方法は、下表のとおりとする（図表4-2）。

図表4-2 各主体が利用する個人情報の情報項目

利用主体	情報項目	情報の保有・管理主体	利用の根拠
総括管理主体	基本コード、世帯番号、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、続柄、住所、国籍、異動事由、有効フラグ	総合窓口課	個人情報保護法第69条第2項第2号
	保育所(園)利用情報、幼稚園利用情報、認定こども園利用情報、学童保育所利用情報	子育て健康課	
	児童手当受給状況、児童扶養手当受給状況	子育て健康課	

	小児医療証情報、ひとり親医療証情報、重度障害者医療証情報	子育て健康課 福祉介護課	
	子育て支援センター利用状況	子育て健康課	
	虐待通告状況	子育て健康課	
	保育所保育料滞納情報、学童保育所利用料滞納情報	子育て健康課	
	児童相談記録	子育て健康課	
	要保護児童相談記録	子育て健康課	
	母子健康手帳発行状況	子育て健康課	
	妊婦健康診査受診状況	子育て健康課	
	健康診査受診状況	子育て健康課	
	予防接種状況	子育て健康課	
	身体障害者手帳情報、精神障害者手帳情報、療育手帳情報	福祉介護課	
	介護サービス利用状況	福祉介護課	
	生活保護受給状況	福祉介護課	
	児童生徒名簿情報、学校出欠席状況、学校健診情報	教育委員会事務局学校教育課	個人情報保護法第69条第2項第3号
	学齢簿情報	教育委員会事務局学校教育課	
	就学援助認定状況	教育委員会事務局学校教育課	
分析主体	基本コード、世帯番号、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、続柄、住所、国籍、異動事由、有効フラグ	総合窓口課	個人情報保護法第69条第2項第2号 ※分析を担当する民間
	保育所(園)利用情報、幼稚園利用情報、認定こども園利用情報、学童保育所利用情報	子育て健康課	事業者を提供する場合は、個人を特定できな

	児童手当受給状況、児童扶養手当受給状況	子育て健康課	いよう情報を加工する
	小児医療証情報、ひとり親医療証情報、重度障害者医療証情報	子育て健康課 福祉介護課	
	子育て支援センター利用状況	子育て健康課	
	虐待通告状況	子育て健康課	
	保育所保育料滞納情報、学童保育所利用料滞納情報	子育て健康課	
	児童相談記録	子育て健康課	
	要保護児童相談記録	子育て健康課	
	母子健康手帳発行状況	子育て健康課	
	妊婦健康診査受診状況	子育て健康課	
	健康診査受診状況	子育て健康課	
	予防接種状況	子育て健康課	
	身体障害者手帳情報、精神障害者手帳情報、療育手帳情報	福祉介護課	
	介護サービス利用状況	福祉介護課	
	生活保護受給状況	福祉介護課	
	児童生徒名簿情報、学校出欠席状況、学校健診情報	教育委員会事務局学校教育課	個人情報保護法第69条第2項第3号
	学齢簿情報	教育委員会事務局学校教育課	
	就学援助認定状況	教育委員会事務局学校教育課	
活用主体	基本コード、世帯番号、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、続柄、住所、国籍、異動事由、有効フラグ	総合窓口課	個人情報保護法第69条第2項第2号
	保育所(園)利用情報、幼稚園利用情報、認	子育て健康課	

定こども園利用情報、学童保育所利用情報		
児童手当受給状況、児童扶養手当受給状況	子育て健康課	
小児医療証情報、ひとり親医療証情報、重度障害者医療証情報	子育て健康課 福祉介護課	
子育て支援センター利用状況	子育て健康課	
虐待通告状況	子育て健康課	
保育所保育料滞納情報、学童保育所利用料滞納情報	子育て健康課	
児童相談記録	子育て健康課	
要保護児童相談記録	子育て健康課	
母子健康手帳発行状況	子育て健康課	
妊婦健康診査受診状況	子育て健康課	
健康診査受診状況	子育て健康課	
予防接種状況	子育て健康課	
身体障害者手帳情報、精神障害者手帳情報、療育手帳情報	福祉介護課	
介護サービス利用状況	福祉介護課	
生活保護受給状況	福祉介護課	
児童生徒名簿情報、学校出欠席状況、学校健診情報	教育委員会事務局学校教育課	個人情報保護法第69条第2項第3号
学齢簿情報	教育委員会事務局学校教育課	
就学援助認定状況	教育委員会事務局学校教育課	

②個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点

「4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点」で述べる。

③安全管理措置

開成町情報セキュリティ基本方針に関する規則第8条第1項第1号に規定する物理的安全管理措置、同項第2号に規定する人的安全管理措置及び同項第3号に規定する技術的安全管理措置を講ずる（詳細は「4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点」で述べる）。

④自己点検及び監査

「4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点」で述べる。

⑤個人情報の取扱いの委託

「4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点」で述べる。

⑥プライバシーの保護

「4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な取組み」で述べる。

## 4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点

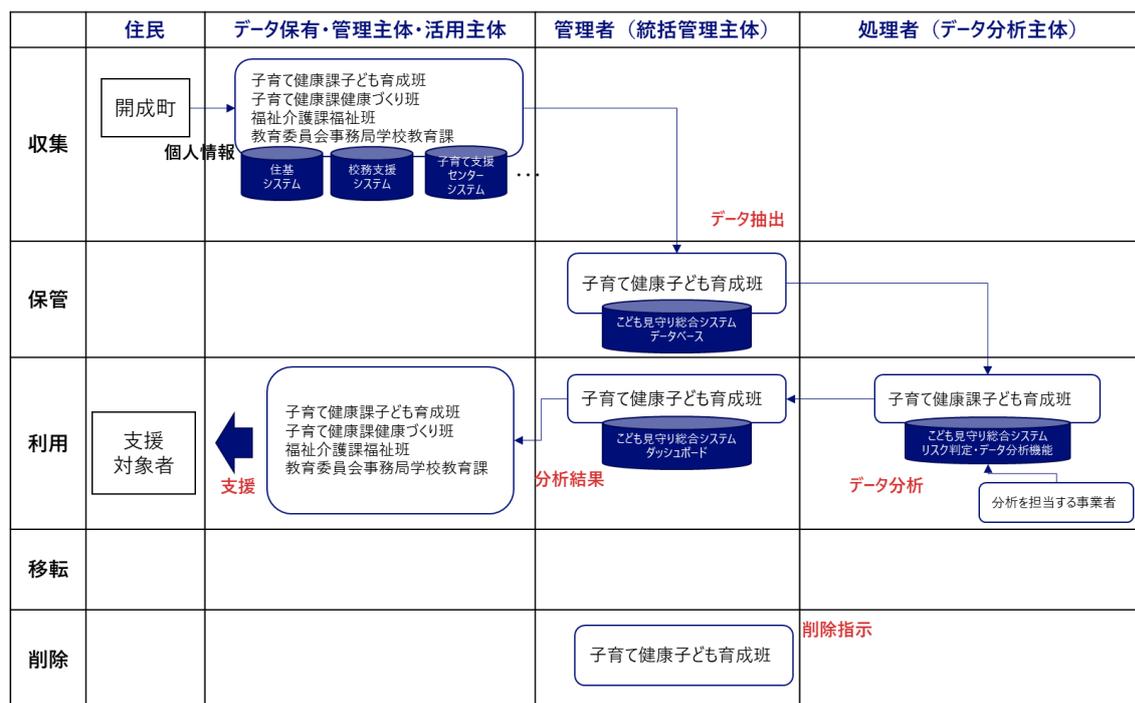
### 4.2.1 実証事業における個人データ管理体制

本実証事業における個人情報の適正な取扱いを確保するため、総括管理責任者、副総括管理責任者、管理責任者を設置した。個人情報の適正な取扱いについて統括管理する総括管理責任者は、子育て健康課こども政策担当課長が担い、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる管理責任者は、総務課長が担う。

連携するデータの検証や分析等については、システム開発・運用事業者及び開成町で実施するため、実証事業ガイドライン「5.8 個人情報の取扱いの委託」を参考にしながら「令和5年度開成町こどもに関するデータ連携による支援実証事業業務委託に係る協定書」を締結し、個人情報の取扱いに関する事項を明記した。システム開発・運用事業者にて、検証等を行う必要がある場合は、収集したデータにマスキング等の処置を実施する。

これらを踏まえた個人データ処理の業務フローは図表4-3の通り。

図表 4-3 個人データ処理の業務フロー



#### 4.2.2 実証事業で利用する個人データと管理状況

本実証事業で取り扱う個人情報の情報項目は、「4.1.3 法的整理の結果」の「①個人情報の取扱いに応じた整理」の表のとおりである。取り扱う情報項目は、令和4年度中に町や各機関が保有するこどもに関するデータを扱う各システム及びデータの現状を調査し、連携することが可能な情報やこども・家庭の状況を確認するために有効な情報と整理されたもののみとしている。

個人データに関する安全管理措置は以下の通り。

まず、組織的安全管理措置としては、個人情報の適正な取扱いについて統括管理する総括管理責任者（子育て健康課こども政策担当課長）、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる管理責任者（総務課長）を設置した。また、本実証事業で構築する「(仮称) 開成町こども見守りシステム」へのアクセス権限は、総括管理主体及び活用主体の特定の担当職員のみが付与する。

人的安全管理措置としては、総務課にて個人情報や情報システムを取り扱うこととなる職員に対して、情報セキュリティ研修を実施している。

物理的安全管理措置としては、連携するデータは、各システムから CSV ファイル等を生成し、総括管理主体である子育て健康課子ども育成班内のマイナンバー利用事務系端末に集約し、管理している。マイナンバー利用事務系端末は、インターネットから遮断されたマイナンバー利用事務系ネットワークに接続され、本端末へログインする際は二要素認証（静脈及びパスワード）を要する。なお、本実証事業で連携対象としているシステムのほとんどがマイナンバー利用事務系ネットワークに配置されているが、一部データは校務系ネットワークに配置されている校務支援システムやスタンドアロン環境である子育て支援センターシステム、一部 Excel 管理データで管

理されている。これらのデータを「(仮称) 開成町こども見守りシステム」へ連携する際は、総務課より認証を受けた USB を使用してマイナンバー利用事務系端末に取込みを行う。USB を使用してデータを持ち出す際は、記録簿に持ち出した日付やデータ内容等を記録し、適宜点検を実施する予定である。

技術的安全管理措置としては、マイナンバー利用事務系端末は資産管理システムによりアクセスログの収集や監視が実施されており、問題発生時に原因を特定できるようにしている。以上の措置をもって、適切に個人データを管理した。なお、本実証事業における個人情報の取扱い等については、来年度以降の本稼働に向けて、開成町ホームページや広報等で周知を行う予定である。

### 4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な取組み

本実証事業におけるプライバシー保護への対応に関する取組みについては、庁内での法的整理等の決裁時に、実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会策定）に基づくプライバシーリスクの特定等の観点を持ちながら、関係各課で事業内容の確認を行った。

令和5年度は、「(仮称) 開成町こども見守りシステム」仮稼働期間であるため、システムを使用した支援におけるプライバシー問題の発生が懸念されることはなかったが、令和6年度中の本稼働に向けて、システムを使用する職員に対して、リスク判定の結果のみで支援方針を決定しない、レッテル貼りをしないと意識醸成のための説明会を実施した（説明会については、7章で詳述）。

## 第5章 システムの構築

### 5.1 システムの概要

本実証事業で構築した「(仮称)開成町こども見守りシステム」は、以下3つの機能を持つことを想定している。

- ・ 関係機関で保有している様々なデータを集約し活用しやすい形にまとめる「こども見守り共有データベース」機能
  - 「こども見守り共有データベース」機能は、関係機関が保有するこどもに関するデータを集約し、名寄せや集計処理を行い、活用しやすいデータにする。
- ・ 連携されたデータを可視化する「ダッシュボード」機能
  - 「ダッシュボード」機能は、全体の把握から、任意のグループ単位、個人の傾向、相関が確認できるようなダッシュボードを想定している。それぞれにアクセス権を設定することで、個人情報保護・セキュリティ要件に合わせたダッシュボードを構築する。
- ・ 様々なデータをかけ合わせて顕在化されていない課題(ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり等)の早期発見や施策立案に活用する「リスク判定・データ分析」機能
  - 「リスク判定・データ分析」機能は、まずはデータの条件ごとに、判定のルールを決め、それらの結果を組み合わせることで、総合的に分析を行うことを想定している。判定の条件や配点は、各種調査研究等の内容を調査し、検証を重ねて創り上げる。

システムの概要は図表5-1のとおりである。

図表5-1 システムの概要

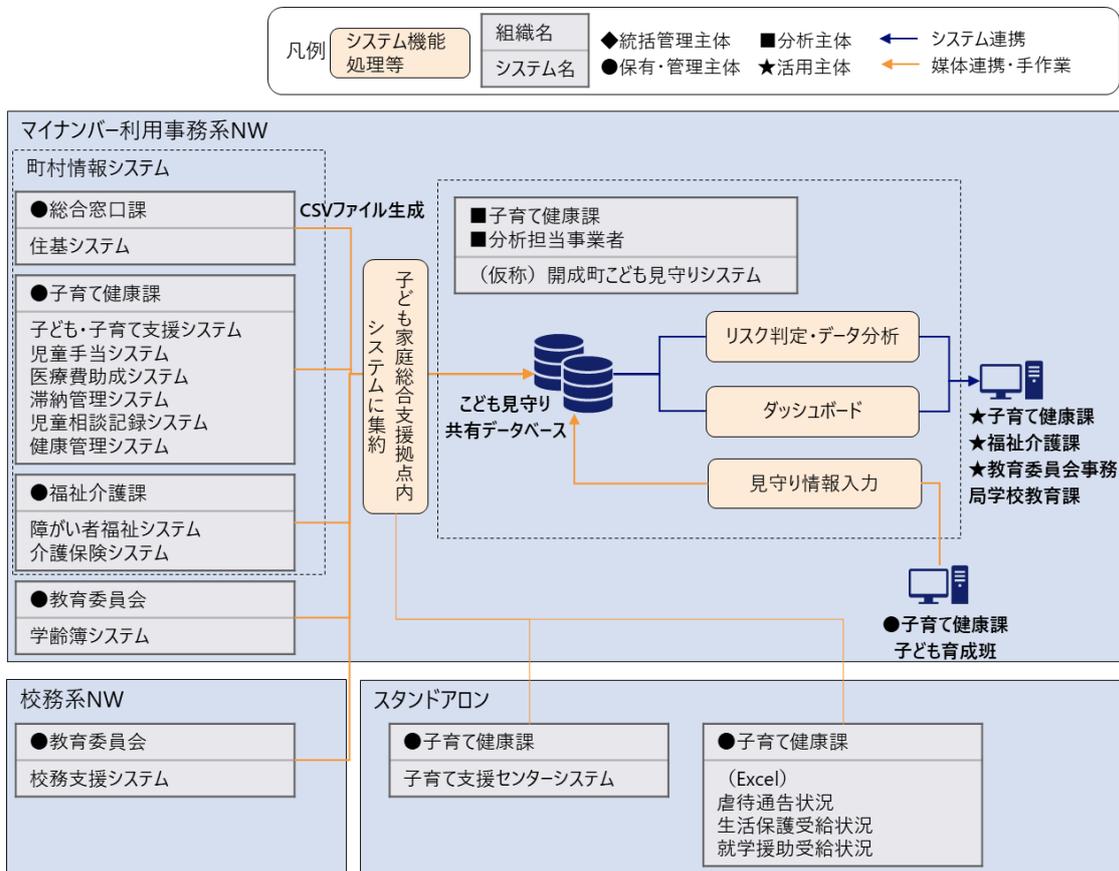
システム名	(仮称) 開成町こども見守りシステム
機能概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども家庭総合支援拠点を核として、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータを連携し、リスク判定、支援やリスクの分析・可視化をシステム化した「(仮称) 開成町こども見守りシステム」を構築する</li> <li>・ 「(仮称) 開成町こども見守りシステム」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、ケースワーカー、保健師、スクールソーシャルワーカー等による早期の適切な支援を目指す。</li> <li>・ リスク予測を踏まえ、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する</li> </ul>
システム企画の設計にあたり留意・工夫した事項、システムの特徴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データの見える化を行い、検証モデルとアラート条件の設計を行う。</li> <li>・ 予測分析するために、公的サービス等による支援を十分に受けていないこども・家庭の中から、アラート条件に該当する可能性がある対象を予測して抽出・検証し、検証モデルを検討する</li> <li>・ 職員への説明会を行い実際に利用しながら評価・改善をして創り上げていくことを想定している</li> </ul>

## 5.2 データ連携方式(システム構成)

「(仮称)開成町こども見守りシステム」はマイナンバー利用事務系ネットワーク内に構築している(図表5-2)。連携元のシステムからのデータ連携にあたっては、CSV ファイルを生成する。校務支援システムから連携するデータ等、一部は Excel ブックの形式で出力されるため、CSVファイルへの変換を行った。データは1年に1回、媒体連携・手作業にて「(仮称)開成町こども見守りシステム」のこども見守り共有データベースへ集約・連携している。自治体内のシステムで完結しており、連携時にデータのマスクングは行っていない。

なお、校務支援システムのデータは、教育委員会で一括出力できず、学校毎に個別にデータを出力する必要がある。データ連携の機会に限られるが、より効率的、かつ今後も継続的にデータを連携するために、運用方法については引き続き検討が必要である。

図表5-2 本年度の実証に係るシステム構成



## 5.3 データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能

「(仮称)開成町こども見守りシステム」では、「5.1 システムの概要」に記載した「こども見守り共有データベース」機能、「ダッシュボード」機能、「リスク判定・データ分析」機能を実現するために、図表5-3の機能要件を実装している。以下、機能要件の詳細を記載する。

図表 5-3 システム機能要件

No	機能分類	要件概要
1	共通機能	各業務システムとデータの連携ができること
2	データ連携機能	名寄せができること
3	データ登録・更新機能	連携元システムから、(仮称)開成町こども見守りシステムへ、定期的にデータを連携、更新する機能
4	判定機能	構築されたアルゴリズムや、判定のルール等を活用し、こどもの状況判定を行う機能
5	データ検索機能	(仮称)開成町こども見守りシステムに蓄積された対象のこどもの情報等を検索する機能
6	データ参照機能	ユーザーが、本システムにより、対象となるこどもの基礎情報や、リスク判定結果情報等を閲覧、参照することを可能とする機能

**【No.1】 共通機能**

- (1) 各システムから出力されたデータを「(仮称)開成町こども見守りシステム」で利用した形に加工したデータベースで一元管理する機能を提供する。
- (2) 各システムから出力されたデータを「(仮称)開成町こども見守りシステム」のダッシュボードで確認する機能を提供する。
- (3) システムで支援が必要と判定された（もしくは支援が必要な可能性がある）属性をもつ18歳以下のこども及びその同一世帯の人を自動抽出し、「(仮称)開成町こども見守りシステム」のダッシュボードで確認する機能を提供する。

**【No.2】 データ連携機能**

- (1) 「(仮称)開成町こども見守りシステム」では、「こども見守り共有データベース」にimportされた各テーブルに対し、「統合宛名テーブル」の基本4情報などの個人を識別できる項目を利用して紐づけし、宛名番号と世帯コードを共通キー項目として付与する機能を提供する。

**【No.3】 データ登録・更新機能**

- (1) 各業務システムから手動出力されたCSVファイルを元にして「こども見守り共有データベース」に追加する取込みバッチ処理機能を提供する。
- (2) 校務システムからのデータに関して学校毎に分かれたファイルを統合するため、バッチ処理において学校コードを付与する機能を提供する。

**【No.4】 判定機能**

- (1) 取込んだ各テーブルの情報をを用いて、属性判定要素の情報を抽出する機能を提供する。
- (2) 属性情報判定結果に対し、入力ダイアログから判定結果の値を変更可能にするとともに、補足コメントを記載する機能を提供する。

**【No.5】 データ検索機能**

- (1) 複数の属性判定要素の判定値を組み合わせ、属性情報判定結果としてダッシュボードに表示する機能を提供する。
- (2) 特定の属性情報を持つ子どもや親を絞り込みする機能を提供する。

**【No.6】 データ参照機能**

- (1) 絞り込んだ子どもや親の詳細情報を確認できるよう、宛名番号もしくは世帯コードをキーとして、取込んだシステムのダッシュボードに遷移する機能を提供する。

また、非機能要件を図表 5-4 に示す。

図表 5-4 システム非機能要件

No	機能分類	機能概要	対応
1	可用性	システムを停止することなく継続稼働できること。障害が発生しても影響を小さく抑え、復旧までの時間が短いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバーのハードディスクはRAID5+ホットスペア構成とし、ディスク障害が発生してもシステムが停止せずに稼働する構成とする</li> <li>・ 外付け NAS 装置に定期的にバックアップを取得し、障害発生時も即座に復旧できる状態とする</li> <li>・ システムのバックアップの取得と、障害時の速やかな復旧ができるよう、リストア方法を手順化する</li> </ul>
2	性能・拡張性	本番環境の分析基盤・BI ツールは、取り扱うデータ量の増大やレポートの表示内容・表示方法の変更などに柔軟に対応するためオンプレサーバー上で提供すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理用ユーザー（3名分）、閲覧のみ可能なユーザー（20名分）を提供する</li> <li>・ 利用ユーザーは、システムのライセンスで制御可能で、ライセンスの更新で利用ユーザーの増加ができる</li> </ul>
3	ソフトウェア保守	(ア)ソフトウェアは、原則として事業者又はメーカーが保守対象としているバージョンを使用すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 開成町こども見守りシステムで利用している <b>Mugen</b> 本体および関連アプリケーションソフトについては、保守対象している版を利用する ※Mugen とは (仮称) 開成町こども見守りシステム的设计・構築に利用している DX 推進ツール</li> </ul>
		(イ)サービスパックやパッチについては、セキュリティに関して重大な修正を含むものを業務への影響を抑えつつ、で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 開成町こども見守りシステムで利用している <b>Mugen</b> 本体および関連アプリケーションソフトは、保</li> </ul>

No	機能分類	機能概要	対応
		<p>きるだけ速やかに適用すること</p> <p>(ウ)保守に必要な操作を極力自動化する等、保守費用を抑えること</p> <p>(エ)システムについては、事業者が窓口となり、システムの利用に支障がないように保守を行い、管理対象が常に最新の状態を維持していること</p>	<p>守対象としている版を利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども見守り共有データベース (PostgreSQL) のデータは、windows サーバーのタスクスケジューラにて自動的に日次バックアップする</li> <li>サーバー自体のバックアップも取得する設定とする</li> </ul> <p>機器のインストールソフトウェア一覧のアップデートを定期的に確認し、必要があると判断されるものについてはインストール作業を行う</p>
4	ハードウェア保守	<p>(ア)事業者が提供する全てのハードウェア等について、事業者が窓口となり、システムの利用に支障がないように保守すること</p> <p>(イ)障害時には部品交換を行うこと</p> <p>(ウ)必要に応じてバックアップからの復元を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの利用に支障がないよう迅速に対応が行えるように利用するハードウェアを保守サービスに登録する</li> <li>ハードウェア障害が発生した場合は、保守サービス登録により部品交換を行う</li> <li>サーバー自体のバックアップを取得する設定としているため、復元が必要となった場合は取得しているバックアップから復元を行う</li> </ul>
5	セキュリティ	<p>(ア)サーバーは、マイナンバー利用事務系ネットワークに設置すること。ネットワーク端末はすでに町に設置してあるものを使用することができる。ただし、端末の設定は受託事業者が行うこと</p> <p>(イ)システム利用は、端末へのショートカットの配布とし、アプリケーションのインストールは認めない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリケーションサーバーは、マイナンバー利用事務系ネットワークに設置し、インターネット環境へのアクセスを必要としない形で利用できる</li> <li>すでに町に設置してある庁内ネットワーク端末からの利用のみアクセスできるように設定する</li> <li>(仮称) 開成町こども見守りシステムで利用している <b>Mugen</b> は、端末にアプリケーションをインストールすることなく、ブラウザからアクセスができる</li> </ul>

## 5.4 システムによる判定機能の構築

開成町では、先行研究・事例や開成町で見守り対象になっている世帯・こどものリスク要因の整理結果に基づき、困難の種類毎に判定のルールを決めた。「リスク判定・データ分析」機能では、判定のルールに基づく判定結果を示す。本機能を使う際は、困難の種類への当てはまり結果（判定結果）を確認・組み合わせて、現場職員が総合的に世帯・こどもが抱えるリスク・困難の分析を行う（判定のルールについては、3章で詳述）。

実際のシステムの画面としては、大きく分けて以下2つのダッシュボードを用意した。

### ■ダッシュボード1 「子どもの基本情報」

それぞれの困難類型に該当するこどもの人数や、それぞれのこどもがどの困難類型に当てはまるか、といった全体の概要を把握できる（図表5-5）。

このダッシュボードでは、全体を把握することを目的とし、見やすさ・わかりやすさを重視した。なぜその困難類型に該当するのか、といった詳細は、後述のダッシュボード2「支援判定要素一覧」で確認できる。

図表5-5 「子どもの基本情報」の画面サンプル



※図表5-5に記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

### ■ダッシュボード2 「支援判定要素一覧」

困難の種類ごとに、判定する際の抽出条件や、その抽出条件に各こどもがどれくらい当てはまっているかを詳細に一覧化する（図表5-6）。個別の抽出条件への該当有無だけでなく、直感的に重みがわかるよう、いくつ抽出条件に該当しているか、というポイントも集計している。

図表 5-6 「支援判定要素一覧」の画面サンプル（ヤングケアラーの場合）



※図表 5-6 に記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

実際の業務においては、ダッシュボード1で開成町の全体的な概要をつかむとともに、ダッシュボード2でどのような背景から困難の類型に当てはまると判定されたかを確認する。支援の必要性については、①②で確認できる情報と、現場でつかんでいる情報を組み合わせながら検討する（詳細は7章）。

これまで、それぞれの部署・システムで管理されていたデータが一か所に集約されることで、よりスムーズにこどもの状況が整理でき、課題の早期発見・施策立案に活用できる。

## 5.5 情報へのアクセスコントロールの整理

4章に記載した個人データ管理体制を実現するために、「(仮称)開成町こども見守りシステム」では図表5-7の通りデータを扱う主体、役割ごとにアクセス制限を敷いている。

なお、アクセス権限の付与及び削除は、総括管理主体の担当職員が行う。

図表 5-7 各主体に対するアクセス制限

カテゴリ	団体・部署	アクセス制限
保有・管理主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て健康課子ども育成班</li> <li>子育て健康課健康づくり班</li> <li>福祉介護課福祉班</li> <li>教育委員会事務局学校教育課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援が必要なこどもの情報とその保護者の情報を抽出したダッシュボードへのアクセスが可能</li> <li>取込んだ各データに対するダッシュボードは、データを元々保有しているシステムへのアクセス権限に応じて、「(仮称)開成町こども見守りシステム」内でのアクセス権を設定することで制限が可能（※）</li> </ul>
分析主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て健康課子ども育成班</li> <li>株式会社内田洋行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダッシュボードを介して取込んだ全てのデータを閲覧可能</li> </ul>

カテゴリ	団体・部署	アクセス制限
活用主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て健康課子ども育成班</li> <li>・ 子育て健康課健康づくり班</li> <li>・ 福祉介護課福祉班</li> <li>・ 教育委員会事務局学校教育課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援が必要なこどもの情報とその親・保護者情報を抽出したダッシュボードのアクセスが可能</li> <li>・ 取込んだ各データに対するダッシュボードは、データを元々保有しているシステムへのアクセス権限に応じて、「(仮称)開成町こども見守りシステム」内でのアクセス権を設定することで制限が可能 (※)</li> </ul>

(※) 現時点においては、各部署レベルのアクセスについては検討中であるため、利用者を子育て健康課の職員に限定した形にしている。

## 第6章 データの準備

### 6.1 アナログ情報のデジタル化

開成町において、紙媒体で保存されているアナログ情報のうち、こどもや保護者・家庭の状況を確認するために有効なデータと考えたものは、「虐待通告アセスメントシート」「3 か月児／1歳 6 か月児／3 歳児健診アンケート」等である。ただし、これらは専門職が面談の記録等とともに手書きで記入しているものであり、書き込まれている所見等をそのままシステムに入力するような形でデジタル化するだけでは費用対効果が低い。また、見守り対象のこどもを見つけるために有効なデータはそのうちごく一部である。そのため、今年度の事業では、アナログ情報をデジタル化することは行わない方針とした。

一方で、こうしたアナログ情報にも重要な情報が含まれる。例えば、アンケートへの決まった回答だけではなく、聞き取り等を通じて得られた、対象者の周辺情報が書き込まれている場合がある。そこで、来年度以降に情報の手入力機能をシステムに実装し、紙媒体の情報をもとにシステムの情報を見直すことができる仕組みを作りたいと考えている（図表 6-1）。具体的には、所見情報をもとに、困難の種類の判定結果を変更できるようにし、その際に変更理由を手入力できるようにすることを想定している。

図表 6-1 来年度以降に予定するアナログ情報の活用方法



※図表 6-1 に記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

### 6.2 データの加工

#### 6.2.1 データの連携のための加工

「(仮称)開成町こども見守りシステム」へのデータ連携にあたって、データ同士の名寄せ時に

不一致が発生した。これは、名寄せに利用する氏名や生年月日の誤記によると考えられた。対応として、不一致が発生したデータを一覧表の形式で抽出し、そのデータに該当する方が正しいかを各担当部署にて確認のうえ、「(仮称)開成町こども見守りシステム」に取込んだデータへ宛名番号・世帯コードを手作業で付与を行った。

また、名寄せ時は氏名漢字ではなく、かなを利用することで、外字による不一致の可能性を排除した。また、かなの半角・全角などは、名寄せ機能において一時的に全角かなに変換させることで対応し、元のデータを加工する処理は行わないようにして対応した。これら、名寄せに係る対応の詳細は、「6.3 名寄せ」に記載する。

なお、「(仮称)開成町こども見守りシステム」で表示する際の外字対応は、各利用端末側での外字対応機能を利用することで対応している。

### 6.2.2 データ分析のための加工

データ分析やリスク判定にデータを用いるにあたって、主に重複データや未入力データへの対応が発生した。

重複データについては、判定のために取込んだデータで、同一人物のデータであると考えられるデータが複数存在する場合があった。そうしたデータについては、中身を細かく確認し、重複データを削除する対応を取った。

未入力データの対応としては、まず未入力が多いデータ項目はサンプルが不十分としてデータ分析・リスク判定の対象とはしなかった。また、複数のデータ項目を用いて、判定に使えるデータ項目を加工する際、必要なデータ項目が全て集まっていない場合は、当該データ項目は未入力という扱いにした（例：“開始日”のデータと“終了日”のデータから“期間”を示す場合、あるこどものデータで“開始日”があっても、“終了日”が未入力であれば、そのこどもについて“期間”は取れなかったこととする）。

### 6.2.3 安全管理措置としての加工

「5.5 情報へのアクセスコントロールの整理」に記載の通り、各データは元システムのアクセス権限に応じてアクセス権を設定することで制限する等、ルールに沿って閲覧者を制限している。今後、会議等で「ダッシュボード」機能の画面を参照しながら、庁内の関係者と支援の必要性・支援方針を検討する際に、参加者によって閲覧できるデータを制限できる機能が必要と考え、「ダッシュボード」機能上で個人情報等をマスキング（及びマスキングの解除）できる仕組みを構築した。

なお、この機能の運用方法については、本年度の実証を通じて検討する。

## 6.3 名寄せ

本実証事業では、住民基本台帳・宛名管理情報システムを基礎として、名寄せを実施した。データ連携や判定では、開成町の住民、かつ、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に

あるこどもを対象としているため、この条件に該当する 3,329 人のこどものデータが名寄せの対象となった。

名寄せを実施するにあたり、まず取込み対象のデータテーブル毎に、基本コードの有無を整理した。基本コードがあるデータテーブルについては、取込み対象の全てのデータに宛名番号（こども毎に付与）と世帯コード（世帯毎に付与）を付与し、それをキーとしてダッシュボード間を渡り歩く機能（データチェーン）をシステムに実装した。名寄せ後にデータ同士を参照する際は、宛名番号と世帯コードでデータテーブルを連携して検索されるため、遷移元と遷移先の氏名が旧姓や通称名でも同一人物としてそれぞれのこどものデータを確認することが可能になる。

校務支援システムから取得したデータや Excel ファイルで管理されていたデータ等、基本コードが付与されていないデータについては、氏名（かな）と生年月日を使って名寄せを行い、宛名番号を付与することとした。6.2に記載の通り、かなは名寄せ機能において一時的に全て全角かなに変換することで、半角・全角による不一致を防いだ。

これらの作業を実施した上でも、約 10 名で名寄せが実施できなかった。これらは、一覧表の形式で抽出し、各担当部署にそのデータに該当する方が正しいかを確認いただき、「(仮称)開成町こども見守りシステム」に取込んだデータへ宛名番号、及び世帯コードを手作業で付与することで対応した。ただし、各担当部署に確認しても名寄せできなかったデータもあり、これらのデータは宛名番号が付与されないため、判定の対象外となった。なお、最終的に名寄せ不可となった原因は、住民登録外のデータであったことや、基本コードが付与されていないデータを氏名と生年月日で判断する際に、そのどちらも一致する対象がなく、確認が取れなかったことが挙げられる。

今年度の名寄せ作業を通じて、データ同士のつながりを整理することができた。来年度以降も多くのデータは今年度行った名寄せ処理を実施せずに、追加データとして自動的に更新することができる。新規入力される住民に関しても、宛名番号と世帯コードを付与する。ただし、連携されるデータの内容は、各データを保有しているシステム自体の使用や入力時の業務様式も影響するため、各担当部署による目視での確認はある程度残ることが考えられる。

## 6.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

「5.2 データ連携方式（システム構成）」にも記載したとおり、校務支援システムから連携するデータは Excel ブック形式で出力されるため、CSV ファイルへ変換した。データ作成の際は、開成町内の小中学校 3 校分のデータを一つの CSV ファイルに集約させた。

また、その他にも「生活保護受給状況」など、一部のデータは Excel ブックで管理しており、これらのデータも CSV ファイルへの変換作業対応を行った。

## 第7章 データ連携により把握した子ども等を支援につなげる取組

### 7.1 判定基準による判定の結果

今回、開成町の18歳までの子ども（3,329人）について、「(仮称) 開成町子ども見守りシステム」の「リスク判定・データ分析」機能を用いて、困難の類型に該当する可能性のある子どもの抽出（リスク判定）を行った。具体的には、令和5年8月17日時点のデータで、宛名番号を付与できた子どものうち、判定のルールに当てはまる子どもを、「リスクを有する子ども」として抽出した（図表7-1）。なお、以降の検証は要保護児童・要支援児童に絞って行ったため、各困難の類型で「リスクを有する子ども」とされた子どものうち、要保護児童・要支援児童に該当する子どもの人数も記載する。

図表7-1 判定のルールに基づいて抽出した結果

困難の類型	「リスクを有する子ども」の数 (うち、要保護児童・要支援児童)
ヤングケアラー	4名 (1名)
貧困	84名 (16名)
虐待	36名 (34名)
引きこもり	158名 (3名)
発達障害	62名 (1名)

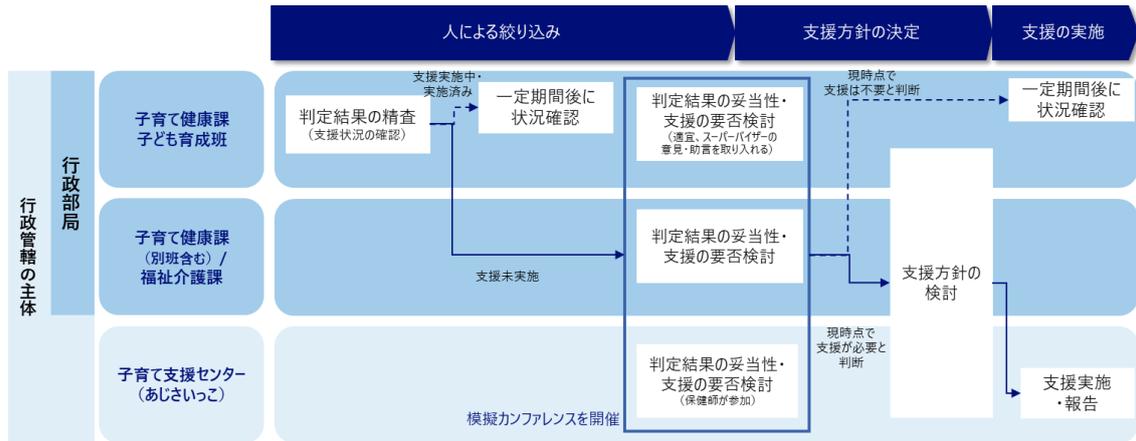
### 7.2 支援に向けた人による絞り込み

#### 7.2.1 人による絞り込みの取組内容

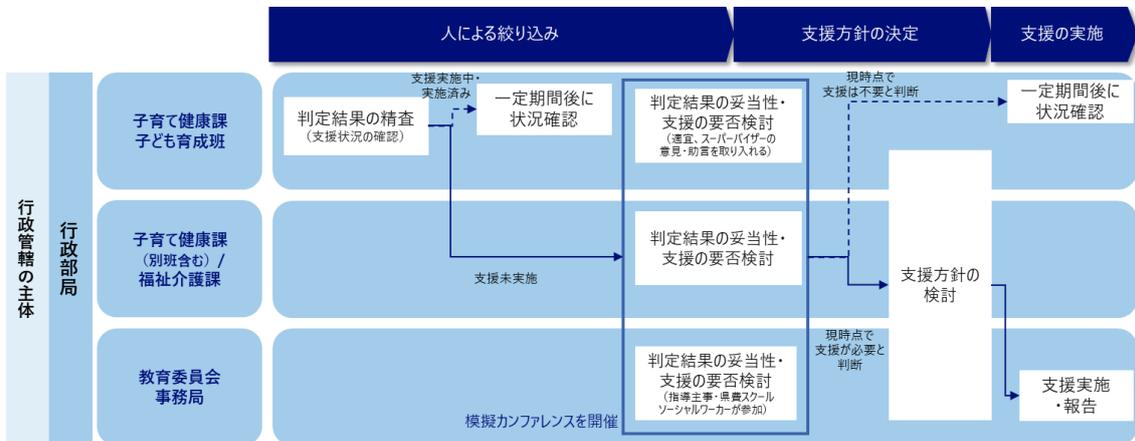
判定結果については、支援状況の確認等の精査を行ったうえで、対象者の支援に関わる関係者が集まるカンファレンスで最終的な支援の要否や支援策を検討する。なお、カンファレンスの参加者は、対象者が就学児か未就学児かで変わる想定である。

本年度の仮稼働では、カンファレンスを模擬的に実施して（模擬カンファレンス）、判定結果を確認し、人による絞り込みから支援策の検討までの流れを検討する（図表7-2、3）。

図表 7-2 人による絞り込みの詳細プロセス（未就学児）



図表 7-3 人による絞り込みの詳細プロセス（就学児）



### 7.2.2 人による絞り込みの結果

模擬カンファレンスを含め、仮稼働ではシステムの利用に関して、職員への説明会を行った（図表 7-4）。

図表 7-4 職員への説明会

#	実施日	内容
第1回	1月22日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組みの説明</li> <li>判定のルール、システムを使った支援の進め方等の説明</li> <li>3月までの取組みや検討事項の共有</li> </ul>
第2回	3月14日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>模擬カンファレンスの実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 判定のルールで抽出された6件のケースについて、システムから打ち出した抽出結果を参照しながら、カンファレンスの進め方や、システムを活用した支援方策等の検討を行った。</li> </ul> </li> <li>判定のルールについて、改善点を聴取・意見交換</li> </ul>

第1回では、実際にシステムを活用し、支援にあたる現場職員へ、事業の趣旨や留意点を説明

した。参加者からは業務の平準化に関する意見があった。これを受けて判定のルールを用い方や第2回で行う模擬カンファレンスの進め方を検討した。判定のルールを用い方としては、当初は困難類型毎に対象者を判定することも考えていたが、現場職員の意見を受け、全ての困難類型への当てはまり状況から、優先的に支援が必要なこどもが抽出されるような使い方とした。

第2回では、システムの判定機能で抽出した結果を参照しながら、支援にあたる現場職員より、システムを活用した支援実施までの流れや具体的な支援方策、判定のルールについて、改善点等の意見聴取を行った。

システムを活用した支援実施までの流れでは、判定結果の精査を実施後、判定結果の正否確認を町関連施設以外との連携で実施する場合、あらかじめ対象のこどもを要保護児童対策地域協議会に登録した方がよいのではないかと意見があり、具体的な方法を検討することとなった。

支援方策の検討では、開成町の人口規模では、既に関係機関との連携を密に行われていることから、緊急的に支援を要するこどもにはある程度目が行き届いている状況であることを前提に、システムを活用することで、緊急的に支援を要するこどもとなることを未然に防ぐ支援方策を重点的に検討した。今回は、①システムによるリスク判定後のカンファレンスで緊急的に支援を要すると判断されたこども及び②緊急的に支援を要する状態となる可能性があるこどもに分けて支援方策を検討した。検討結果は、以下のとおりである。

#### ①緊急的に支援を要すると判断されたこども

- ・ 開成町要保護児童対策地域協議会に登録し、具体的な支援内容の協議を行う。

#### ②緊急的に支援を要する状態となる可能性があるこども

- ・ 関係機関に見守りを依頼するとともに、対象となるこどもや保護者と接触できる機会（健診等の母子保健事業や学校訪問等）を活用して関係づくりを進めてもらう。
- ・ 対象となるこどもや保護者との関係づくりの中で困りごと等を聞き出すことが出来れば、相談窓口の案内や未利用制度の紹介等を行う。必要であれば、再度庁内で個別のカンファレンスを実施する。

判定のルールについては、用いたデータの意味を説明した。また、今回用いなかった項目で追加すべき項目についても意見があったが、税情報等、本実証事業内で用いることが難しいデータであった。全般的には、概ね同意を得られた。

## 7.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

### 7.3.1 こども等に対する支援の取組内容

本年度の実証事業は、「(仮称)開成町こども見守りシステム」の仮稼働期間であるため、システムによりリスクがある可能性のあるこどもを抽出するところまでとなり、実際の支援業務は次年度の取組みとなる。なお、本稼働後のシステムを活用した具体的な支援方策・支援方策の担い

手となる機関や役割は、図表 7-5 を想定している。

図表 7-5 支援の具体例・役割分担

類型	連携機関・専門職 (支援内容検討・情報収集)	連携団体 (見守り・相談実施)	支援方策 (プッシュ型支援と専門職 によるアプローチ)
虐待	未就園児：保健師、助産師、保育士 就園児以上：所属機関 児童相談所	未就園児：子育て支援センター 就園児以上：所属機関	未就園児：健診での聞き取り、 養育訪問事業 就園児以上：所属機関での見守り
貧困	福祉介護課福祉班 SW 県保健福祉事務所	就園児以上：所属機関 社会福祉協議会	社会資源へのソーシャルワーク
ひきこもり	学校教育課指導主事、適応指導 教室、学校	就園児以上：所属機関	社会資源へのソーシャルワーク
ヤングケアラー	学校教育課指導主が、適応指導 教室、学校	就園児以上：所属機関	社会資源へのソーシャルワーク
産後うつ	保健師、助産師、保育士	子育て支援センター	乳幼児全戸訪問、養育訪問事 業、健診での聞き取り、産後ケ ア事業
発達障がい	保健師、保育士、福祉介護課 福祉班 SW	放課後デイサービス事業者	障害サービスへのソーシャルワ ーク

また、本年度は判定のルール検討やその精度を検証する中で把握したこども等の情報をもとに、試行的に支援アプローチを行った。具体的な取組内容としては、開成町要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童・要支援児童で、「(仮称) 開成町こども見守りシステム」により貧困のリスクがあると判定されたこどもの父母等に、低所得の子育て世帯を対象とした給付金(「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」)の申請勧奨通知を送付した。

今回、試行的な支援アプローチ方法として本給付金を選定した理由は、給付金の性質上、申請時の聞き取り等で経済的状況を把握でき、判定のルールによる判定結果だけでなく、対象者の経済的状況を改めて口頭で確認できることから、判定結果の精査にも役立つためである。また、通知の送付ということで、比較的事務手続きを容易・スピーディーに実施できる点も挙げられる。要保護児童・要支援児童を中心とした理由としては、対象者の状況を把握しており、事前の状況確認が比較的容易であることが挙げられる。

なお、通知の発送は2024年1月に実施したため、「3.2 仮稼働に向けた、判定のルールの見直し」を実施する前の判定のルール(1月時点の判定のルール)を適用しており、抽出結果は「7.1 判定基準による判定の結果」よりも幅広である。また、今回の通知以前に、児童手当の通知とともに本給付金に関する通知も送付している。今回は、改めて判定のルールを活用して本給付金単体での通知を行った。

### 7.3.2 こども等に対する支援の実施結果

給付金の申請勧奨通知を送付した対象者は、要保護児童・要支援児童かつ「(仮称) 開成町こ

ども見守りシステム」により貧困のリスクがあると判定（1月時点の判定ルール）されたこども（55名）のうち、本給付金が支給されていないこども（28名）の父母等13名である。なお、「(仮称)開成町こども見守りシステム」に連携された、こどもに関するデータは8月時点のものとなるため、その直近（4月時点）の要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童・要支援児童を対象としている。また、申請勧奨通知の送付前に、「(仮称)開成町こども見守りシステム」により貧困のリスクがあると判定されたこどもについては、担当するケースワーカーにそれぞれ状況を確認した。

本給付金の申請勧奨通知を送付した結果、1件の申請があり、給付金の支給に繋がった。給付金申請のあったこども・家庭の状況、及び申請時に保護者から聞き取った内容等は以下のとおりである。

（こども・家庭の状況）

- ・ 母の精神疾患によるこどもの養育環境の悪化等でケース受理し、要支援児童としていた。その後、養育環境等の改善がみられたため、現在本ケースは閉止されていた。
- ・ 担当していたケースワーカーによると、母の訴えや生活保護等の受給もなく、貧困家庭として認識していなかった。

（給付金申請時の父母等からの聞き取り内容）

- ・ 父母別居中であるが、住民票上は同一世帯となっているため、児童扶養手当や減免等の申請が出来なかった。
- ・ 今すぐ生活を維持することが出来なくなる程ではないが、経済的に苦しく、こどもの通院費等の支払いに苦慮している状況であった。

上記の状況を受け、保護者に生活困窮者向け支援制度や相談窓口等を案内することができた。また、現時点で早急に支援を要する状況ではないが、本児の状況をケースワーカー等と共有した。

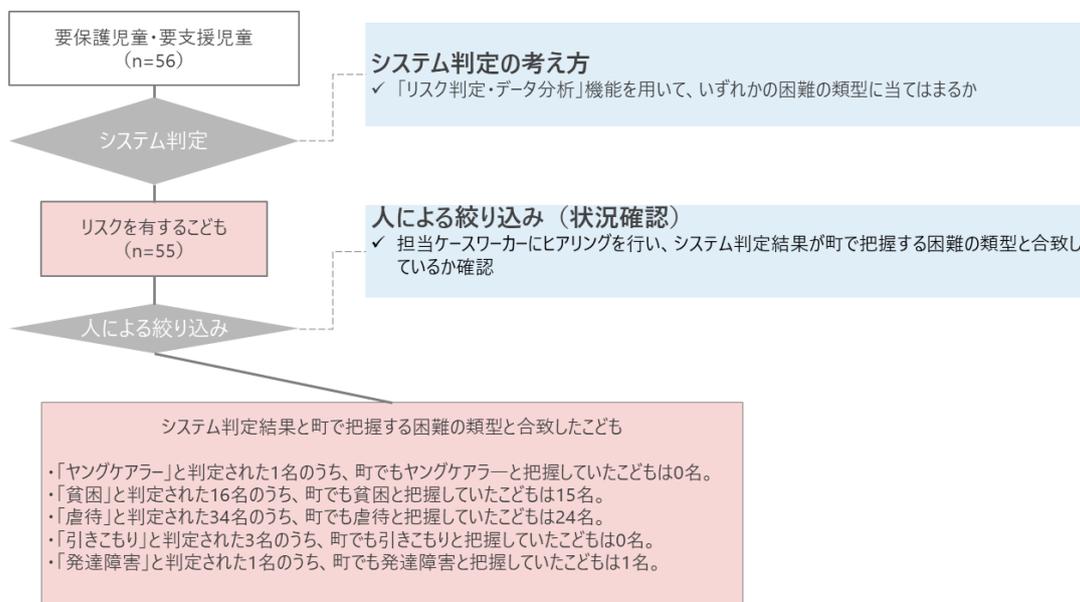
## 第8章 事業効果の評価・分析

### 8.1 データ連携による抽出結果の全体像

本年度の実証事業では、システムによりリスクを有する可能性のあるこどもを抽出するところまでとなり、システム判定結果と実態が合致するかの本格的な検証や実際の支援業務は次年度に取組む予定である。なお、今回はシステムの判定結果と要保護児童対策地域協議会の対象となっているこどもの情報を用いて、判定結果を精査するとともに（図表8-1）、データ項目と困難の類型との関連性の検証を行った。

なお、産後うつについては、判定に用いるデータが十分に取得できず、また産後うつに該当するとされるケース（サンプル）もあまりないことから、判定のルールを決めることが難しく、本年度の検証対象外とした。

図表8-1 プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果



### 8.2 困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

本実証事業では、システムによる判定で支援すべきと判定された対象者について、「人による絞り込み（アセスメント）」を実施した。本節では、実施にあたって有用であったデータ項目、すなわち「ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、発達障がい」との関連性が高いと判断したデータ項目がいずれであったかを理由・根拠とともに、検証・報告する。

#### 8.2.1 「人による絞り込み(アセスメント)」の実施結果を踏まえた検証の結果

「8.1 データ連携による抽出結果の全体像」のとおり、要保護児童対策地域協議会に登録

されている要保護児童・要支援児童 56 名のうち、システムによりリスクを有する可能性のあるこどもとして抽出された 55 名について、システムによって判定された困難の類型が町で把握する情報と合致するか検証を行った。検証結果は、図表 8-2 のとおりである。

今回は、上記の条件でシステムによって判定された困難の類型が町で把握する情報と合致するこどもが当てはまっていたデータ項目を、困難の類型との関連性が高いこととする。なお、ヤングケアラー及び引きこもりについては、システムで判定されたこどもが、実際に町で把握している状態と一致しない（実際にはヤングケアラー／引きこもりではなかった）ため、関連性が高いデータ項目を提示しなかった。

図表 8-2 人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、  
困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目

人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目	左記データ項目が、関連性が高いと判断した理由（※なるべく定量的に記載すること）
<b>【貧困】</b> ・生活保護世帯 ・児童扶養手当受給 ・就学援助世帯 ・生活困窮相談記録有	システムによって「貧困」と判定され、実際に町でも「貧困」と把握していたこどもで該当したデータ項目であるため
<b>【虐待】</b> ・児童虐待相談記録有 ・要対協登録歴有	システムによって「虐待」と判定され、実際に町でも「虐待」と把握していたこどもで該当したデータ項目であるため
<b>【発達障害】</b> ・精神障害者保健福祉手帳所持 ・障害児支援受給者証の発行歴有	システムによって「発達障害」と判定され、実際に町でも「発達障害」と把握していたこどもで該当したデータ項目であるため

### 8.2.2 「実際の支援」の実施結果を踏まえた検証の結果

今年度は判定のルールを適用した結果について検証を行うところまでを実施範囲としており、こども等に対する支援は実施していない。

## 8.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

本年度の実証事業を通して、「(仮称) 開成町こども見守りシステム」を構築することができたため、次年度以降に支援家庭の早期発見、早期支援につなげることができるようになるものと考えられる。

システム構築から支援方策の検討まで、教育委員会事務局及び学校と十分な調整機会を得ることができたため、実証事業に限らず、これまで以上に学齢期のこどもに対する支援における連携を行いやすくなった（図表 8-3 #1）。また、試行的な支援アプローチを通して、要保護児童対

策地域協議会に登録されていた要保護児童・要支援児童1名（アプローチ実施時、本ケースは閉止）について、町では把握されていなかったリスクを発見することができた（図表8-3 #2）。

なお、今回は当初の予定よりシステム構築に時間を要し、システムの精度検証や支援方策の検討が不十分であったため、次年度以降、実際のシステムを活用した支援業務等の取組みを通して、データ項目や判定ルール、アプローチ手法等の見直しを随時行っていきたい。

図表8-3 本実証事業を通じた目標、及び本年度実証における成果・進捗状況

#	目標（アウトカム）	測定指標	測定方法	本年度初時点の実績、本年度末時点の成果・進捗	（測定指標の数値には表出しないが、定性的に感じられた）取組メリット、実施障壁・課題
1	首長部局と教育委員会事務局及び学校との連携強化	会議の回数の増加	手元での記録	4回/年 →9回/年	・ 情報共有や連絡・調整機会の増加
2	潜在的に支援を必要とする子ども・家庭の発見	支援歴のある子どものうち、町で把握していなかったリスクの発見件数	要保護児童・要支援児童へのアプローチ	0件 →1件	・ 保護者に生活困窮者向け支援制度や相談窓口等を案内することができた ・ リスクがある子どもの情報を関係者で共有することができた

## 第9章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

本実証事業を通じて得られた示唆、気づき、反省事項等は下表のとおりである。

図表9-1 本実証を通じて得られた示唆（実証全体を通じた整理）

こどもデータ連携の実証に取り組んだからこそ得られた示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>システム構築から支援まで首長部局と教育委員会事務局の連携が必須となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開成町では、首長部局が主となり本実証事業を実施しているが、データ連携により把握した就学児童への支援方法が課題となっている。当初より首長部局と教育委員会事務局の双方が主となる実施体制を構築することで、より円滑かつ効果的に本実証事業を推進することができるのではないか</li> </ul>

図表9-2 本実証を通じて得られた示唆（検討事項ごとの整理）

### ▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>本実証事業の実施にあたり、支援にあたる保健師やケースワーカー等の業務負担増が見込まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年々、専門職が取扱うケース件数が増加し、ケースワークの質の確保が課題となっている。データ連携により把握したこども等への支援により、専門職の業務負担増が見込まれるため、適切な職員配置や体制整備が必要となる</li> </ul>

### ▼連携するデータ項目の選定（2章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>連携を予定していた紙管理情報のデータ化に、予想より大幅な追加費用が発生することがわかり、今年度の連携を断念することとなったデータ項目があった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携するデータ項目の選定時、紙管理の情報等、容易にデータ化することができない情報については、データ化の方法を詳細に調査・検討しておく必要がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>連携するデータ項目数が増加すると、ランニングコストや連携するための作業等も増加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に異なるシステムから抽出されたデータを連携する場合、関係各課のシステム入替や仕様変更等を把握しなければならない</li> <li>また、関係各課のシステムの改修や仕様変更等に伴い、こどもデータ連携システムの改修や作業等も発生するため、連携するデータ項目は必要最低限とすることが望ましい</li> </ul>

▼判定基準の検討（3章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定のルールで条件を設定する際に、直接その条件を説明できるデータがない、あるいはその条件を説明するデータが利用できない場合があった</li> <li>● 利用可能なデータだけで類推しなければならない条件については、本当にそうであるかの確からしさを判断することが難しかった 例：判定のルールで「ひとり親」という条件を設定したい場合、その該当有無を確実に判断できるデータが存在しない、あるいは利用することができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 困難な状況にあるこども・家庭を取りこぼすことが無いよう、困難の種類への当てはまり、及びその困難の種類を説明・捕捉する条件への当てはまりについては、幅広に捕捉するとともに、人による絞り込みの段階で検討しやすいシステムを構築し、判定結果の確からしさを継続的に検証する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取りこぼしが無いように幅広く抽出すると対象のこどもの人数が多くなり、業務負荷が高くなってしまう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際に判定した結果や判定対象者のデータ項目への当てはまり状況を確認しながら、判定ロジックを見直したり、抽出する閾値を調整したりするなど、稼働後も一定期間は判定ロジックの改善を継続する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口規模の小さい自治体では、分析や効果検証時等のデータ量が不足する。 ※神奈川県では、マイナンバー系システムを一部事務組合である神奈川県町村情報システム共同事業組合により共同運用しているため、県内のほとんどの町村で共通のシステムを使用している。データ連携システムについても、共通のシステムを導入する余地があるため、今後町村会で本実証事業の成果報告と提案を実施することを検討している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本実証事業を複数の市町村間で連携実施することで、よりデータ分析や効果検証の精度を高めることができ、コスト削減も見込める</li> </ul>

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本実証事業に適用される統一的な個人情報の取扱いに関する法律等がなく、各自治体での内部整理を要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開成町では、本実証事業を臨時的に実施するため、個人情報の取扱いに関する実施要綱を制定し、内部整理を行った</li> <li>● 今後、本取組みを恒常的に続けていく場合は、別途法令の定める所掌事務又は業務についての整理を要する</li> </ul>

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場職員がシステムを参照することを想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町全体の概況を把握するための画面、こ</li> </ul>

定しているため、使いやすいシステム画面になるように設計する必要がある	ども・世帯に関連する情報を一元的に確認する画面等を設計したが、今後実際にシステムを利用した支援をしながらより良い画面になるよう改善を継続する
● 各システムから取得可能なデータの調査にはそれぞれのベンダーからの情報提供が必要になる等、一定の期間が必要になる	● 連携元データの更新頻度、判定ルールへの寄与度合い等を考慮し、適当な連携頻度を検討する
● 各所に点在するデータを連携するためには人手での作業を回避することはできないため、負担を軽減するための方法を検討する必要がある	● 連携元データの更新頻度、判定ルールへの寄与度合い等を考慮し、適当な連携頻度を検討する

#### ▼データの準備（6章より）

<b>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項</b>	<b>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</b>
● 専門職が面談をした際の気づき等、特に早期支援につなげるために有効な情報はデジタル化されていないものが多い	● 来年度以降に情報の手入力機能をシステムに実装し、紙媒体の情報をもとにシステムの情報を見直すことができる仕組みを作ることで、デジタル化への負担に考慮したアナログ情報の活用を検討する

#### ▼システムによる判定の実施（7章より）

<b>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項</b>	<b>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</b>
● 潜在層をみつけることが困難である	● システムでの判定ルールの精度が低い段階では幅広に対象となるこども・家庭の聞き取りをする等、関係機関等の協力が必要である ● 効果的であったシステムでの判定ロジックを他自治体と共有する等、複数の自治体が共同で取り組むことが望ましい

#### ▼支援に向けた人による絞り込み（7章より）

<b>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気付き、反省事項</b>	<b>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</b>
● システムによりリスク判定された結果の正否等の確認方法については、レッテル貼りされないような伝達方法等を検討する必要がある	● 要保護児童対策地域協議会の仕組みの活用等、実践をしながらシステムを活用した支援実施までの流れの見直しを継続する
● すでに見守りや支援を行っているこども・家庭を除くことを想定しているが、その判断の確からしさの確認が困難である	● システムに絞り込みを支援する機能を追加することにより一定の負担軽減を実現し、真に人による絞り込みが必要な対象への確認・検討が丁寧に行えるようにする

#### ▼データ連携により把握したこども等に対する支援（7章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● システムによるリスク判定が必ずしも適切であるとは限らないため、支援の要否は多角的な視点で検討する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● システムによる機械的な判断が必ずしも適切であるとは限らないため、システムによるリスク判定の結果のみで支援対象者とししないこと</li> <li>● また、こどもの所属等からのヒアリングで、システムによるリスク判定の結果とこどもの実際の状況が一致している場合であっても、それが必ずしも本人に負担をかけているとは限らないことがあるため、支援の要否は慎重に検討する必要がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本実証事業の実施にあたり、支援にあたる保健師やケースワーカー等の業務負担増が見込まれる【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年々、専門職が取扱うケース件数が増加し、ケースワークの質の確保が課題となっている。データ連携により把握したこども等への支援により、専門職の業務負担増が見込まれるため、適切な職員配置や体制整備が必要となる</li> </ul>

▼困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（8章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活用したデータが困難の類型と関連性があるかを確認する必要がある</li> <li>● しかし、判定のルールで定めた条件に当てはまるか、データだけで補足・判断が難しい場合には、困難の類型と活用したデータの関連性を判断することがより難しくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活用したデータをもって、確認したい条件が十分説明できているか、あるいは、データと困難の類型に関連性があるのか、といった点を継続して検証できる仕組みの構築を検討する 例：リスク判定された結果の正否等の確認結果を記録する等</li> </ul>